

- 92 前掲注13母利美和「近世大名と公家」七頁
- 93 前掲注13母利美和「近世大名と公家」二頁
- 94 前掲注13母利美和「近世大名と公家」二～三頁
- 95 岡崎寛徳「享保期井伊家の贈答儀礼と幕政・藩政」(彦根藩資料調査研究委員会『彦根城博物館叢書5譜代大名井伊家の儀礼』彦根市教育委員会、二〇〇四年)一四〇～一四一頁
- 96 彦根藩井伊家に残された史料であり、彦根藩藩士や家臣、また他家との書簡が数多く収録されている。全二十八冊。幕末の大老井伊直弼の史料が中心で幕末の政治資料として極めて豊富な内容を持っている。書簡の日付は年次順・日付順になっており書簡の出された正確な日付がわかる史料となっている。
- 97 幕末の公卿、三条実万の日記である。全二巻。内容としては奏疏(天皇への意見書)、書簡、文案、考証などが書かれている。内容は年次順にはなっておらず、年代が前後している。また、当時の日記等では年次は書かず、月日のみを書いたため年次は内容から推測する必要がある。
- 98 日本史籍協会『三条実万手録二』東京大学出版会、一九二六年、四六五～四六八頁【附録1】
- 100 99 前掲注81橋本政宣『公家辞典』一五八頁
- 101 99 東京大学史料編纂所『大日本維新史料類纂之部井伊家史料五』東京大学出版会、一六七年、四二頁【附録4】
- 102 101 前掲注98『三条実万手録二』四九〇～四九二頁【附録3】
- 103 東京大学史料編纂所『大日本維新史料類纂之部井伊家史料七』東京大学出版会、一九七一年、六～一二頁【附録5】
- 104 103 前掲注102『大日本維新史料類纂之部井伊家史料七』、四六～四八頁【附録6】
- 105 104 前掲注98『三条実万手録二』四九一頁【附録2】
- 106 日本史籍協会『三条実万手録一』東京大学出版会、一九二五年、七八～八〇頁【附録3】
- 107 日置英剛『新・国史大年表』第六卷、国書刊行会、二〇〇六年、四八頁
- 108 107 前掲注14吉田常吉『井伊直弼』一九五～一九八頁
- 109 前掲注102『大日本維新史料類纂之部井伊家史料七』六～一〇頁【附録5】
- 110 前掲注102『大日本維新史料類纂之部井伊家史料七』四六～四八頁【附録6】
- 111 前掲注14吉田常吉『井伊直弼』二七二～二七三頁
- 112 前掲注14吉田常吉『井伊直弼』二七八頁
- 113 前掲注105『三条実万手録一』五五～五七頁【附録7】
- 114 前掲注102『大日本維新史料類纂之部井伊家史料七』一七八～一七九頁【附録8】
- 115 114 前掲注105『三条実万手録一』五七～五八頁【附録9】
- 116 115 東京大学史料編纂所『大日本維新史料類纂之部井伊家史料十三』東京大学出版会、一九八三年、二一八～二二〇頁【附録10】
- 117 116 前掲注14吉田常吉『井伊直弼』三四二頁
- 118 117 吉田常吉『三条実万』(『国史大辞典』第六卷、吉川弘文館、一九八五年、五五六～五五七頁)
- 119 118 前掲注13母利美和「近世大名と公家」三～六頁
- 120 119 前掲注13母利美和「近世大名と公家」三～六頁
- 121 九条家に残された史料である。全四巻。九条尚忠に対して出された書簡類が大半を占めている。
- 122 日本史籍協会『九条尚忠文書三』東京大学出版会、一九一六年、三一〇～三一頁
- 123 前掲注14吉田常吉『井伊直弼』三九八頁、東京大学史料編纂所『大日本維新史料類纂之部井伊家史料四』、東京大学出版会、一九六五年、四六八～四七二頁
- 124 123 前掲注123『大日本維新史料類纂之部井伊家史料四』四六八頁
- 125 124 なお、この書簡に関してはその日付、宛先、出典をまとめた表を【表5】として掲載している。

- 41 前掲注4 仙波ひとみ「幕末政局のなかの天皇・朝廷」
 42 原口清「文久二、三年の朝廷改革」(『名城商学』第四一卷別冊、一九九一年)
- 43 土田直鎮「関白」(『国史大辞典』第三卷、吉川弘文館、九二四頁)、
 前掲注4 仙波ひとみ「幕末政局のなかの天皇・朝廷」
- 44 前掲注5 仙波ひとみ「幕末朝廷における近臣」一一三頁
 45 前掲注1 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」
 46 前掲注4 仙波ひとみ「幕末政局のなかの天皇・朝廷」一二三頁
 47 前掲注4 仙波ひとみ「幕末政局のなかの天皇・朝廷」一二七～一二八頁
- 48 同上
 49 前掲注4 仙波ひとみ「幕末政局のなかの天皇・朝廷」一二八頁
 50 前掲注6 朝尾直弘「武家と官位」三四頁
 51 「溜之間」(『日本史広辞苑』山川出版社、一九九七年) 一三七五頁
 52 前掲注6 朝尾直弘「武家と官位」三五頁
 53 前掲注7 岸本覚「彦根藩と相州警衛」一一頁
 54 前掲注14 吉田常吉「井伊直弼」一五二～一五四頁、前掲注15 母利美和「幕末維新の個性6 井伊直弼」一一〇～一一一頁
 55 前掲注14 吉田常吉「井伊直弼」一四八～一四九頁
 56 前掲注7 岸本覚「彦根藩と相州警衛」一六～一七頁
 57 前掲注14 吉田常吉「井伊直弼」一五一～一五二頁
 58 前掲注14 吉田常吉「井伊直弼」一五三～一五五頁
 59 小倉宗「江戸幕府上方軍事機構の構造と特質」(『日本史研究』第五九五号、日本史研究会、二〇一二年)
- 60 前掲注14 吉田常吉「井伊直弼」一五三～一五五頁
 61 前掲注14 吉田常吉「井伊直弼」一六四～一六五頁
 62 前掲注8 青山忠正「井伊直弼と通商条約調印」六二～六三頁
 63 前掲注8 青山忠正「井伊直弼と通商条約調印」六三～六四頁
 64 前掲注8 青山忠正「井伊直弼と通商条約調印」六四頁～六五頁
 65 前掲注14 吉田常吉「井伊直弼」二一六～二一七頁
 66 前掲注8 青山忠正「井伊直弼と通商条約調印」六四頁～六五頁
- 67 奈良勝司「井伊直弼―開国の功労者の憂鬱」五五頁(笹部昌利編『幕末維新人物新論―時代をよみとく16のまなざし』昭和堂、二〇〇九年)
- 68 同上
 69 前掲注14 吉田常吉「井伊直弼」二六八～二六九頁
 70 前掲注9 小山譽城「徳川將軍家と紀伊徳川家」
 71 前掲注10 田原嗣朗「將軍繼嗣問題の法理」二九七～二九八頁
 72 前掲注10 田原嗣朗「將軍繼嗣問題の法理」二九九～三〇一頁
 73 前掲注14 吉田常吉「井伊直弼」一八六～一九三
 74 前掲注10 田原嗣朗「將軍繼嗣問題の法理」三〇四頁
 75 前掲注14 吉田常吉「井伊直弼」二一六頁～二二三頁
 76 前掲注14 吉田常吉「井伊直弼」二二三頁
 77 前掲注9 小山譽城「徳川將軍家と紀伊徳川家」八〇～八三頁
 78 前掲注14 吉田常吉「井伊直弼」二五五～二五七
 79 前掲注14 吉田常吉「井伊直弼」二七八～二七九頁
 80 前掲注12 高埜利彦「禁中并公家諸法度」についての一考察」一七～一九頁
- 81 橋本政宣「公家辞典」吉川弘文館、二〇一〇年、一五七～一五八頁
 82 前掲注11 佐竹朋子「幕末公家社会における三条実万」一～三頁
 83 前掲注11 佐竹朋子「幕末公家社会における三条実万」七～八頁
 84 前掲注12 高埜利彦「禁中并公家諸法度」についての一考察」五三頁
 85 前掲注11 佐竹朋子「幕末公家社会における三条実万」九頁
 86 前掲注12 高埜利彦「禁中并公家諸法度」についての一考察」五三頁
 87 前掲注11 佐竹朋子「幕末公家社会における三条実万」一〇頁
 88 前掲注12 高埜利彦「禁中并公家諸法度」についての一考察」五三頁
- 89 前掲注8 橋本政宣「公家辞典」一五七～一五八頁
 90 前掲注11 佐竹朋子「幕末公家社会における三条実万」一二頁
 91 前掲注13 母利美和「近世大名と公家」一頁

幕末井伊家と公家の関係について

- 〔注〕
- 1 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」(『日本史研究』第三一四号、日本史研究会、一九八八年)
 - 2 藤田寛「近世朝幕関係の転換―大政委任論・王臣論の成立」(『歴史評論』第五〇〇号、歴史科学協議会、一九九一年)
 - 3 藤田寛「寛政期の朝廷と幕府」(歴史学研究会『歴史学研究』第五九九号、青木書店、一九八九年)
 - 4 仙波ひとみ「幕末政局のなかの天皇・朝廷」(明治維新史学会『講座明治維新』第二巻、有志舎、二〇一一年)
 - 5 仙波ひとみ「幕末朝廷における近臣―その政治的活躍のメカニズム」(家近良樹『大坂経済大学日本経済史研究所研究叢書』第十六冊、有志舎、二〇〇六年)
 - 6 朝尾直弘「武家と官位」(彦根藩資料調査委員会『彦根城博物館叢書5 譜代大名井伊家の儀礼』彦根市教育委員会、二〇〇四年)
 - 7 岸本寛「彦根藩と相州警衛」(彦根藩資料調査委員会『彦根城博物館叢書1 幕末維新の彦根藩』彦根市教育委員会、二〇〇一年)
 - 8 青山忠正「井伊直弼と通商条約調印」(彦根藩資料調査委員会『彦根城博物館叢書1 幕末維新の彦根藩』彦根市教育委員会、二〇〇一年)
 - 9 小山譽城「徳川將軍家と紀伊徳川家」清文堂、二〇一一年
 - 10 田原嗣朗「將軍継嗣問題の法理」(羽賀祥二『幕末維新の文化』吉川弘文館、二〇〇一年)
 - 11 佐竹朋子「幕末公家社会における三条実万」(小林啓治『新しい歴史学のために』第二六六号、京都民科歴史部会、二〇〇七年)
 - 12 高埜利彦「禁中并公家諸法度」についての一考察―公家の家格をめぐって」(学習院大学『学習院大学史料館紀要5巻』、一九八九年)
 - 13 母利美和「近世大名と公家―公武間の交際における『由緒』と『通路』」(鈴木栄樹『新しい歴史学のために』第二六〇号、京都民家歴史部会、二〇〇五年)
 - 14 吉田常吉『井伊直弼』吉川弘文館、一九六三年
 - 15 母利美和『幕末維新の個性6 井伊直弼』吉川弘文館、二〇〇六年
 - 16 前掲注14 吉田常吉『井伊直弼』二一七―二一八頁
 - 17 前掲注1 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」六〇頁
 - 18 同上
 - 19 米田雄介「撰政」三四七―三四八頁(『国史大辞典』第八巻、吉川弘文館、一九八七年)
 - 20 前掲注1 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」六一頁
 - 21 前掲注1 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」六七―七〇頁
 - 22 前掲注1 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」所収六八頁表1(『堂上公家数』)
 - 23 同上
 - 24 前掲注1 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」所収六九頁グラフ(『公卿数の増加』)
 - 25 前掲注1 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」七〇頁
 - 26 前掲注2 藤田寛「近世朝幕関係の転換」
 - 27 武部敏夫「尊号事件」六七五頁(『国史大辞典』第八巻、吉川弘文館、一九八七年)
 - 28 前掲注2 藤田寛「近世朝幕関係の転換」四四頁
 - 29 前掲注2 藤田寛「近世朝幕関係の転換」所収四四―四五頁
 - 30 前掲注2 藤田寛「近世朝幕関係の転換」四五頁
 - 31 同上
 - 32 前掲注14 吉田常吉『井伊直弼』二七一頁
 - 33 加藤友康他『日本史総合年表』吉川弘文館、二〇〇一年、四六六頁
 - 34 加藤榮一「ラクスマン」(『国史大辞典』第十四巻、吉川弘文館、一九九三年、四九六頁)
 - 35 加藤榮一「レザノフ」(『国史大辞典』第十四巻、吉川弘文館、一九九三年、七二六頁)
 - 36 前掲注3 藤田寛「寛政期の朝廷と幕府」一〇五頁
 - 37 前掲注3 藤田寛「寛政期の朝廷と幕府」一〇五―一〇六頁
 - 38 前掲注3 藤田寛「寛政期の朝廷と幕府」一〇六頁
 - 39 同上
 - 40 前掲注4 仙波ひとみ「幕末政局のなかの天皇・朝廷」一一六頁

行違之筋共有之候哉と、甚々痛心候事に御座候、先比ハ、酒井若州再役被仰付、上京ニ而、右ハ先年役中毎々面會之續柄も有之、此度面話申候、何か御地之事情、貴官格別御厚配之義共、致承知、大幸存候、扱又、先達來、當地其筋取調も有之候趣ニ而、種々風評承及候、就而者、堂上向下拙共名も出有之候哉ニ傳聞候、併一々不承及候事故、如何程之事ニ候哉、難計候得共、小子など、元來微弱短才之質、深慮遠謀も無之、勿論強暴なる筋ハ決而不相好候事ニ御坐候、自然不可思議之行違も有之哉と、其段ハ深致心配候、尤當今、何等之異心有之候者ハ無之事、申迄ニ無御坐存候、孰レとても、公武御靜謐、祈入候事ニ有之候、貴官萬端御骨折之趣、若州より申承、朝廷之御爲御周旋之段、誠以感悅候、前文ニ申入候通、下拙義、先達而來、兎角所勞勝ニ而、腫物之処も、今以不致平愈、其上、度々邪氣感冒熱往來等去かね、困入候、永々打臥居申候、漸快方ニハ趣候得共、今以、發輝と不致、難澁候事ニ候、先比より、以書狀心緒申入度存居ながら、自然及延滞候、何も御賢察被下度候、呉々も御疎遠相成居、甚心外之至リニ存候、當節一入御用繁ニ御勤仕之事と、寒氣之候、折角御厭、爲國家祈入申候、先荒々御見舞申入度、旁如此候、萬々期後信之時候也、恐々謹言、

十二月四日

守兩人假條約書二調印致候次第今日之事情不存者ヨリ論候ハ、武門之權威無之様可申候へ共實ニ昨今内間之混雜危急ニ迫り候而手強ニ掛合開爭端洋外各國雙敵ト相成候而は後患難計万一清國之覆轍ヲ踐候様之義出來候而は不容易國家ノ大事ト深御心配之上違約戰爭時至候ハ、如何様共可相成義ニ付先此度之處右之御所置ニ相成候次第委細之譯柄ハ近々間部下總守被仰舍被指登候間右無據次第御聞分何卒公武一致之上諸夷モ恐伏仕候様之御所置奉仰候事ニ御坐候此度在所江之用向申付候ニ付御體旁時候爲伺御地へ爲登申候日來京地之様子茂伺度思召之廉者御内教願上候實ニ繁勤不分晝夜執筆之暇無之心事相任兼候間委曲者使義言上候様申付置候恐惶謹言

六月廿九日

三條前内大臣殿 御直披 井伊掃部頭

〔附録8〕三条実万書翰 井伊直弼宛（七月朔日）

殘署難凌候、彌御安清恭賀之至存候、然ハ極内々申入候、去月末御地より傳 奏江之書翰到著いたし、彼墨夷一件、無御除儀次第二而、於神奈川調印爲御濟ニ相成候趣言上之儀ニ付、三家御大老之内御 上京有之候様被遊度由被 仰進相成候段、昨廿九日傳 奏より老中方江進達有之候趣ニ候、貴官ニハ早速御聞ニ入候事ニ候得とも、内々申入候、彼是御心配之段致遠察候、差急用要計如此候、万々期後音候也、

七月一日

二白、実ニ彼是御心配之御事共と共段御察申入候、於常地も何かと心配仕候、但下官儀者當時前官之身分、以前傳奏役勤仕之つ、きにて先達而以來右御用共三公之列ニ連り候へとも、元來柔弱之質、其上近來氣力薄事ニ昏該仕候而、甚恐入心配候、先日來御用之義御斷申上度存念申出申候事之候、何も御推察可被下候、早々、申残候、以上、

三白、本文之申入候儀御聞ニ相成候前後難計候へとも、御聞ニ成候迄ハ御莫言ニ希入候、何も任御懇意、極内々如此候、亂書御推覽可被下候、

井伊掃部頭殿

実万

〔附録9〕井伊直弼書翰 三条実万宛（安政五年七月十五日）

去月十三日附今月朔日附兩度之貴翰去十三日到著致シ拜読候彌御安泰奉賀壽候乍例御懇篤之御義千萬辱當方ハは意外之御無音恐縮之至奉存候比程御三家大老之内一人上京候様被 仰下畏思召候而早速下官罷登可申之處内間混雜之次第有之上魯英佛等之船追々渡來彼は無御據次第二付下官上京之義暫ク御猶豫相成候様 御頼被仰進候御模様候尚又先般之 御答ニハ間部下総守御使 被仰付候尤夫迄ニ諸司代酒井若狹守出立之筈ニ候間右江も可被仰進候

一御養君一件并ニ當地此節之様子御聽被成度思召之旨承知仕候内實多端難盡筆頭候間兼テ御存知之義言明日ハ出立爲致候ニ付委細申含置候御役中口外他聞ヲ憚候廉モ有之候得共別段ノ御事ニ付同人ハ御聞取御承知被下度且又御地之模様茂内々伺度存候間御漏シ希上候何分繁勤執筆之暇茂無之候次第別封ハ認置候儘指上候段御有恕宜御賢察奉仰候頓音謹言

七月十五日 掃部頭

三條前内大臣殿 御内覽 御一覽後御火中

〔附録10〕三条実万書翰 井伊直弼宛（安政五年十二月四日付）

（奥封ウハ書）「掃部頭殿 内々御直披 實萬」

二白、比度御進獻相成候御品ハ、格別之御重器之趣、殊ニ御屏風、無ニ之御品と博承仕、恐悦と存候、併未拝見等ハ不仕、渴望之義ニ存候、何かと御配意之義令察候、心事千萬期後音申殘候、以上、

其後若御疎濶存候、嚴寒之節、彌御安泰御勤務、珍重之至存候、誠ニ心外御無音打過、背本意候、先以、今般者將軍宣下、恐悦存候、以前より嘸々御繁務之御事と存候、萬端無御滞被爲濟候、御安喜之儀与致遙察候、猶以夫々御規式等可有御座、御多繁命察候、將又、先達而以來、不一方御心勞之義共、御察申入候間部總州ニモ上京、其内御用濟、歸府ニモ可相成哉と存居申候処、とふか今暫在京之趣、實ハ下官儀、先頃以來所勞勝ニ而御用取懸り等之儀、御免相願候ニ付、當節之御模様柄も不相伺、如何之御都合哉と存居申候去春以來彼是御入組ニ相成候次第、何卒御程能處ニ而御打合、公武御一體、御熟和相成候様竊ニ折居申候、去夏頃、誠ニ苦心之餘り、種々不辨前後義共、内々申入、其後御懇札も被下候處、

二白、御方々江も御見舞、宜御申入可被下候、家族各御見舞申入度申出候、此品甚乍輕少暑中御見舞申入候印迄二入進覽候、萬々期後音申殘候也、甚者之節愈御捕御安福恭賀之至存候、其御地暑威如何御座候哉、當地雨勝二而暑氣ハ薄キ方ニ御座候、追々酷暑ニ可相成、折角御自愛專一存候、先ハ暑中御見舞申入度如此候也、恐々謹言、

六月十三日 三條前内府

井伊掃部頭殿

(別紙)

甚暑之節愈御安福恭賀之至存候、然者極内多申入候、乍併御役中之義差扣可申ハ勿論之処、実ニ從來格別御精忠之御趣意、公武之御爲御周旋之御時節分存候ニ付、不避忌諱内々御尋申入試候、他事も無之兼而西丸御養君之事、於當地爲如何之御様子成事哉分存居申候内、當節之義猶更先此以來者於御所表御配慮之趣も伺居申候、先達而備中守殿上京之節、歸府御暇之比ニも候哉、右御養君之事、急務多端之時節御政務御扶助候様ニと被 思召、御内沙汰被爲在、尤御年長之可然御方御養君ニ 被爲成候へ者御都合との御勘考を以被仰合候事ニ御座候、定而御承知ニ相成居申事有存候、然處此頃御養君之事被 仰出候趣、即當地江被仰越候旨承候、但御人體者何レノ方とも不相分候由、但以前 御内沙汰之邊も被爲在、當節之儀御政務御扶助分有之候へハ、いづれ御年長御相應之御人體、差向公武之御爲其御含ニも御座候御事哉と存候、然ルニ何か世上不取留說共申唱候、紛々と承及候事候、尤比御時節御急ニ而御治定之御事と承候へ者尤、旁右 御内論之御含ニも御座候御儀哉、乍去其御地何等之御模様も不辦儀、卒爾之至候得共、免ニ角國家公武之御爲而已、折入申候外無之候、嘸々當節何かと苦心之折柄、極密々ニ御尋申入候事候、不惡御聞取被下度候、但御役中之義御密議御洩しハ尤相懼候事候間、何分前文之模様而已内々申入度如是候、吳々もケ様申入候而御差障り候筋御座候歟不相辦候、格別任御懇誠極密令略候、方々御取捨希入候、尤御莫言々々とも也、頓首、

六月十三日

二白、本文ニ申入候義ニ付而者彼是承及候事も有之候、或水老より當地

へ手を取廻候など、申説も御座候趣ヲ即此地ニ而申方も有之候、是ハ決而左様ニハ無之、元來ハ去々々々比敷脇坂所司代中ニも内々問合候様、太閤當職中被申候義も有之承合候事も御座候、其比より沙汰有之候、右者外事とも違候故、閣老中分被申出候義も難成敷、然レハ當地より御内々被仰入候方哉ニ御内評も御座候へとも、其節ニハ先々其儘ニ相成居申候、然虜外夷之儀段々右之次第ニ成候ニ付而者、何分御基本御堅固ニ無之而者難成、御案し被遊而之御事、公武之御爲との義ニ有之候とも、何も極密ニ候御莫言久、先達而備中守ニハ御内沙汰之邊至極心服之様子ニ承及候事ニ候、如何周旋被致候哉分存居申候處、貴官御大老御蒙りニ付而かなわず、定而極々御考慮と遥察いたし申候、何かと御心配と存候、心事難盡筆端御賢察可被下候、以上、

極密御覽後御火中願入候、

【附録7】井伊直弼書翰 三条実万宛 (安政五年六月二十九日)

猶々常夏雨勝ニテ時候モ不宜候折角御厭被成候様奉存候處品伺候印迄ニ進上仕候御笑納希上候指急キ亂筆御察讀之上早々御火中希上候已上
去月晦日附之貴翰拜誦候殘暑難堪候處先以愈御安泰奉賀候寔平日者事務多端ニ取紛意外之御無音打過恐縮此事ニ御座候今般蒙大老職候ニ付御祝詞被下殊ニ御懇之御書中千万忝奉存候併國家之大危難之折柄不應之重任難堪段々雖辭退嚴命難默止苦心之至御坐候尚又過日爲御吹聽内使指出候處御念頃之御挨拶殊御肴頂戴奉萬謝候仰墨夷一條ニ付深被爲惱 叡慮候條御尤之御次第恐入候義ニ御坐候則應勅旨三家并諸大名へ今一應存意言上候様被仰渡右書大体出揃候ニ付猶御所置之旨爲言上近々以使用可被仰進之處内間混雜就中事實相違之事共上方筋へ爲致流布候族茂候趣正邪不分明之廉々ニ至難相決義有之第一 西城御養君之義急務之事ニ付去ル廿五日思召之通御發ニ可被成御手續右濟候ハ、外夷之御所置断然与可取調合ニ候折柄去ル十八日亞船下田分ハルリス并ニ通辨之者乘込神奈川へ致入津今度英佛之軍艦清國之戰ニ得勝利其勢ニ乘シ近々日本江渡來之由注進候營中評議ニモ假合數十之軍艦襲來候共 京都へ御使被立候迄者治定ノ返答難相成答ニ候處實ハ内外ニ危急ノ大患ヲ抱是ヲ取鎮候迄ハ外夷之御處置モ存分ニハ難相成次第ニ付無據場合ニテ掛り井上信濃守岩瀬肥後

向暑之節倍御揃御安福珍重存候、誠ニ此度者大老御職御蒙珍重之至存候、當節別而御配慮御苦心之御事と命察候得共、實以國家 公武之御爲、欣喜不斜候、扱一條も先頃内々當地御詮議 勅答之趣等申入候得共、其後ハ相替り候義も無之、其御地之御模様如何分 御所表 御心配之 御事ニ御座候、一同ニも痛苦いたし居申候、何分公武御合鉢ニ而 國家之御恥辱ニ不相成様、永久御安全之御良策祈入申候、定而當地之義共種々御聞及御座候事と存候、誠ニ々々心配至極之事ニ候、基中御雙方御趣意徹底いたしかね候事ニハ無之哉と存候筋も有之候、先頃備中守歸府後如何様相成居申哉、自然京・江戸御見込方御違候共、皇國之大事被思召候ハ理ニおゐて御相違有之間敷と被存候、萬一御行違ニ相成候而者甚々恐入候事、いつれニ致し御國体 を誤り候而ハ難成存候、此後衆議之辺被 仰進候御都合如何可相成哉と深痛心いたし候、先達而と者違、今度再々 勅答被 仰出方如何様之御都合ニも可相成哉、公武御隔意ニ不相成申様と深心痛仕候、其御地ニ而ハ京都 思召之虜、唯御強クとか御無謀とか申様ニ御伺取ニハ相成不申哉、決而左様ニハ不被爲在候と存候、実ニ皇太神を始御代々に被爲對、當御代ニ至り前代未聞之國難を御開きニ而ハ誠ニ被爲恐入候として御苦惱被遊候而之御事、其儀ハ申迄なく 御國鉢を被思召、勿論又徳川御家之御義をも厚被 思召、聊御別心ハ不被爲在候御事と存候、先年以来毎度被 仰入候義も有之、且閣老衆より申來り有之候筋も有之、先々は迄 御安心被遊候處、昨冬以來殊之外御當惑御心配被遊候、然處改而叡慮御伺と被爲在候ニ付而者、誠ニ御一大事ニ候へハ、無御隔意被 仰入候御義、今日之御都合ニ相成、何卒此上 叡念之御程深御察し被進、御熟和を以公武御眞底御安心之様、諸民歸服相成候筋ニ歸し候へハ、誠ニ以國家之洪福無極と存候、其御虜置振ニハ無々御心配と令察候、比度貴官御大職御蒙りニ付而者、衆庶之所瞻望、実ニ一天下之大事御一身ニ歸し、御心配ハ不大方と存候得共、至比時國患を被除、公武御安堵之様ニ御周旋も相成候へハ、叡慮御満悦ハ申逸なく、庶民悦服候事とも、其御功烈萬世ニ及ひ可申と、偏ニ懇祈仕事ニ候、右被爲休 叡慮候事ニ公武臣下ニ至迄見込區分候と存候、孰レカ國患を不存候ものハ無之と存候得共、面々見込方當否ハ可有之と存候、何分大義之所係、天理之當然、神明之冥鑑可有之と存候へハ、唯々公武御合鉢被

盡人事、國辱後患無之様と存候、扱先日ハ長野主馬御内々御差登し、當方へも御内使御差向、段々御懇念之御口狀、千萬々々忝泰存候、殊二時候御尋、見事之御莫子拜受、千萬多多添存候、其御面会致、何於御地之形勢、貴官不一方御配意之御模様致承知、大幸存候、内外不一方御心配之段、御察申候、乍去追多御勘考も御座候御都合、且御大職御蒙り以後御周旋之御様子共竊ニ致承知、是迄之御處置之相變夕、御一新之御事ニ心相成候哉、其内御模様も相分り可申と存居候、何かと御心配不大方と存候、爲國家御自愛專一存候、久々呈書不致、御無音打過、失本意候、猶又後便可申入候、先時候御見舞旁如此候也、恐冬謹言、

五月晦

又申入候、此後衆議被 仰進候御模様如何与吳心配いたし候、何分叡慮之御程も御趣意相立、又關東御處置振之處ニも御筋之立候様、兩全之御勘考程能處、御落合ニ相成候様所祈と存候、元來京師・關東共、所歸スルハ御一致之事と存候、京都ニハ神代已來之義を 被思召、御國辱後患不可測義を深御苦惱被遊候而之 御見込、關東ニも神國之武威を御更張との御見込、五大州迄も被制御之御趣意、共に以 皇國を不被誤様との御見込ハ御同一一致之事と存候、其道ニおゐて差向被惱 叡慮廉々云々之儀關東ニも即今 御苦慮被爲在候筋云々之儀者、其分何とか御處置有之、公武御和談、詰り 朝廷ニハ關東ノ御虜置御充分之程を御感悦、又關東ニハ朝廷之御裁決之義を御心服ニ相成候様ニ所祈候、左候へハ、上下人心眞實居合可申と存候、右等之次第ハ誠ニ々々大事至極と存候、何も不辨前後吐露いたし候、必々御莫言希入候、御一覽後早々御投火可被下候、以上、

六月四日 三條前内府

彦根中將殿 極密

【附録6】三条実万書翰 井伊直弼宛（安政五年六月十三日）
（本紙）

何分此末之處蠻夷之情態難相計實以痛心仕候且又先達松平讚岐守上京候節は何か厚く御世話ニ相成候由ニ而同人小生も宜敷御禮御挨拶申上呉候様ニと申居候先は比節之御容體相程度旁如此ニ候恐惶謹言

三月六日

二白今以春寒退兼申候折角御保護專一奉存候乍末毫御總容様へも宜敷御傳聲此節御見舞被仰上希上候以上

(卷表) 大納言様 御直披 掃部頭

【附録3】三条実万書翰 井伊直弼宛〔案〕(安政二年三月十三日のものと推測)

極密ニテ申入候先比御内々御尋モ有之梵鐘一条実々ハ東ヨリ申参リ候事ニテ御取扱モ有之候事ノ處、其儘ニシテトント何等之筋モ不相分甚以不審ノ事ニ有之候風聞ニハ両山ヨリ申上候由有之候ナト、取沙汰モ御座候如何ノ事ニ哉ケ様ノ儀ハ跡々之始末六ヶ敷物ト存候最初カ大事ニ候只今之模様ニテハ東ニモ若々疑惑候事ニハ無之哉元來彼鑄改相成候共砲銃之實用ニハ届兼費用ハ却テ夥敷相懸リ候ト申事モ承及候左様之物ニ有之候哉不案内ノ義ニ有之候全体ノ御趣意ハ右ニテ世上ニ一際武勇ノアル所ヲ被成知トノ方便ニテ可有之歟ナト、申事モ承及候総テ難分ト存候御賢察ハ如何程ノ御事候哉何分

井伊へ内書 三月十三日出ス

○前文同紙ノ裏ニ

極密々々申入候先比御内々御尋モ御座候鑄改一条其節荒々申入候通ノ次第二候處其後ハイマタ何等之筋モ不申來事彼是之御沙汰も内々承及候何卒程克位ニ相成一体騒立不申候様致度事候元來砲銃ノ實用ニハ成兼費用ハ夥敷相懸リ候ナト、申噂モ承候左様之物候哉不案内但一旦右之次第ニ相成候テアセボ之如クニテモ恐入候事嚴制過候テハ差支可申此處寛猛ノ間程克御処置相成候様窃ニ折入候事候何モ密々秘々御覽後速ニ御投火希入候

【附録4】井伊直弼書翰 三条実万宛〔案〕(安政四年正月十五日)

(端裏書)「已十五日 三條下書」

新春之御慶千里國風愛度申納候、先以御揃被成彌御迎陽可被成、珍重奉存候、次二小子事無事ニ加年仕候間、御休意希上候、先者年甫御祝義申上度、如此ニ御座候、尚期永陽之時候、恐惶謹言、

(端書)

二白、猶以春來雪降り、今以寒威退兼候、折角御自愛被成候様奉存候、以來御始御一同へ宜敷御禮義希上候、二白、猶又舊冬も貴翰被下、千萬忝、別段御請も可申上之處、不及其義、御海容可被下候、猶又何寄之美菓御惠投忝、早々拜味致候、此鱈之子如何敷候得とも、讀芻名産到來仕候間、乍輕少貴覽入候、扱又追々御轉任も御近寄之趣、御満足可被成奉存候、昨年以來先々出世も辛抱ノ様子御同然ニ候、乍去定て御靜證謚場合如何可有哉、此上之處御靜暇希候事ニ御座候、

【附録5】三条実万書翰 井伊直弼宛〔安政五年六月四日〕

尚々當地之形勢ニも彼是心配候筋共有之候、下拙義なども彼是御聞込御座候半哉存候事ニも有之候、唯々公武御一體ニ而國家を不被誤様とのミ存上候、自然忌諱ニ触候事なども御座候哉、元來柔弱生之上、不學無術と申ものニ而何かと心配のミ仕候、當九條閑白も御縁家之義、何かと世評之義も御座候半と存候、下官義專ニ取扱候筋ニも無之、然ルニ何かと世評之義耳ニ入申候而者痛心候事ニ候、心底ハ決而暴虎馮河ニハ無之候、御賢察可被下候、不一方御間柄上と申御懇志之義申入度存念之義も有之候處、何分嫌疑を甚恐申候、先日御内使何も御様子申承大幸ニ存候、別段愚按書付御叱正をも希度と存候事ニ候、猶重便ニ可呈上候書とも先日來早多御内使へ御挨拶旁申入度存候處、彼是取紛延引いたし候、先々荒々如此ニ候也、本多美濃守俄ニ參府何等之事裁と申居候、若哉更ニ上京之事ニ候哉と取沙汰いたし候、何かと世上人氣立、此上如何と心配ニ候、何も後便可申述候條申殘し候、定而當地之義種々浮説共御聞及も御座候半、御地之事なども何か虚説ニ無相違と存候事を流轉候義も有之、不穩之時節、治平折入申候、以上、

〔附録1〕井伊直弼書翰 三条実万宛（嘉永五年七月二十一日）

さし急キ讀返しも不仕書損落字等可有御座御察し讀希上候且失體之文言も候ハ、御宥免希上候以上

御内夕御別紙之段拜誦候何角御念入候御文中扱々痛却之至一々御請不仕御海容希上候扱當夏は御子息様ニ茂御昇進被成候由幾久敷奉祝候右御一條何角付無御據御入面多く此節御難澀之旨被仰下誠ニ他事とも違ヒ嘸かし御配慮之義与奉存候且御家來ニも痛心可仕旁以奉遠察候右ニ付先達極密御相談之義も候ハ、乍不及窺可申旨申上候儀も御座候間今度御相談被下候次第尤當冬は御入興も御座候ニ付御融通も致候得共夫迄之極内々ニ而式百金計御用立候様被仰下御趣意之處委曲承知仕候誠ニ不外思食候處ハ御覆藏無く御密談被下候段厚く辱元來り聊之義如何様共仕指上可申と愚考仕候處兼々御存知被下候通り小生方も先年之類燒家督と打續右普請も漸よ出来ハ仕候得共存候様ニも出来兼追々爲直候やら建出候やらニ而案内物入も相高候次第且又御備場一條も先年ハ厚く心配仕候過半規定も相立十分ニは無之共人数も相應相詰サセ候廣今度出府仕候得は増御備場蒙 台命尤格別之御主意も有之義ニ而於小子難有仕合ニハ候得共在來之持場も手廣之義ニ而中々以行届兼候處へ増御備場之義は實以存も不寄事ニ而小子并ニ家來共迄大當惑之次第右ニ付而は陣屋之一か所も取立人数も此上相増不申而は不相成次第其上又々西丸炎上恐入候義出來右ニ付而茂小子種々心配も有之全く御不音禮仕候も是等之譯柄御察し希上候扱つまる所御譜代一統上納金出願仕候次第未割合等ヲ以指上候場ニは不及候得共急々調達申付候やら色々之事一時ニ相成莫大之物入往々落城ニ及候も難計家來役人共只管心痛仕居候何卒御汲取希上候誠ニ生僧之折柄ニ付聊之義ながら表へ被仰越候而は迪も調難斷斷も可申上之虚比度は御直書之義何卒小子手元ハ御用立申度存念之處是又御恥ながら有體之御咄申上候か先代迄は隨分手元ニ有金も御座候由ニ候得共小子元來り金銀之取捌大不得手ニ付平日手元ニさし置自ら取捌候義更ニ不仕依而時ニ望而は又々不都合も有之甚以不働恐縮之至りニ候得共漸よ一包出來仕候間右今便差出し申候御用立候ハ、本懷之至りニ候猶考方も可有哉共存候得共何分遠路之義聊ながら早キ方御都合可然与心得候間強而今便差出申候事御座候尤御返濟之義は緩々ニ而宜敷左様御承知希上候種々申上度義も候得

共兎角取込其上遲筆廻り兼候間追々可申上候先は貴答旁如此御座候決而御他見御無用早々御投火希上候恐々頓首

七月廿一日

二白前文之次第共ニ而大御不沙汰打過候段は幾重ニも御海容希上候實ニ出府後色々心配之筋多く、其上先達も申上候會津之城主肥後守義當春急病ニ而遠行誠ニ小子か片腕をまかれ残念不遇之指當り相談相手も無之一入心痛致候右ニ付而も御座候得共筆ニ顯しかたく又々折を以可申上候三白小子義來月十九日家内引取申候ニ付是ニも少々手數カ、り申候誠ニ此義は不得止事渡り扱々困りものニ御座候一寸御吹聴申上候以上
極内密

（以下巻表 実万賢君 貴答 直弼拜

〔附録2〕井伊直弼書翰 三条実万宛（安政元年三月六日）

（本紙）

一筆啓上仕候然者故 中納言殿御義御病氣之處御養生無御叶去月十一日被成御逝去候由承知仕驚入候次第撫々御愁歎可被成奉言語候
右御悔申上度如此御座候恐惶謹言

井伊掃部頭

三月六日 直弼（花押）

三條大納言様

（別紙）

別紙申上候兎角不同之季候御座候處彌御安泰被成御起居珍重奉賀候誠ニ故中納言殿御義御不例之義も一向不相伺候處扱々驚入候御次第一入御殘念可被思召御心中御察し申上候此節別段御障りも不被爲在候哉相窺度龜末之菓子一折貴覽入候御まきれニも相成候ハ、本懷之至りニ候當地異船も今以滯船致居候得共公邊ニ而も深く御配慮被爲在靜證穩當之御取扱ニ相成候由ニ而先々此度は異変も有間敷最早唯今ニも退帆可致模様相聞候處又々十日頃之相成可申との風聞ニ御座候小生抔も折々は評議ニも携候得共一向適々ノ義ニ而始終之模様事実之處相分り不申甚不本意之次第御内々御咄申上候御他言を御断申上候其内委曲承り込候ハ、又々可申上候

【表4】井伊直弼・三条実万問書簡年表

表番号	宛先	時期	出典	付録番号
1	井伊直弼書翰 三条実万宛	嘉永五年七月二十一日付	『手録』第二卷 四六五～四六八頁	1
2	井伊直弼書翰 三条実万宛	安政元年三月六日付	『手録』第二卷 四九一～四九二頁	2
3	三条実万書翰 井伊直弼宛	安政二年三月十三日付	『手録』第一卷 七八～八〇頁	3
4	井伊直弼書翰 三条実万宛	安政三年七月	『手録』第二卷 四九二～四九三頁	
5	井伊直弼書翰 三条実万宛〔案〕	安政四年一月十五日付	『井伊家史料』第五卷 四二頁	4
6	三条実万書翰 井伊直弼宛〈三通〉	安政五年六月四日付	『井伊家史料』七卷 六～一二頁	5
7	三条実万書翰 井伊直弼宛	安政五年六月十三日付	『井伊家史料』第七卷 四六～四八頁	6
8	井伊直弼書翰 三条実万宛〔案〕	安政五年六月二十九日付	『井伊家史料』第七卷 一三九～一四二頁	
9	井伊直弼書翰 三条実万宛	安政五年六月二十九日付	『手録』第一卷 五四～五七頁	7
10	三条実万書翰 井伊直弼宛	安政五年七月一日付	『井伊家史料』第七卷 一七八～一七九頁	8
11	井伊直弼書翰 三条実万宛	安政五年七月十五日付	『手録』第一卷 五七～五八頁	9
12	三条実万書翰 井伊直弼宛	安政五年十二月四日付	『井伊家史料』第十三卷 二一八～二二〇頁	10

(表注1) 出典に関しては、『大日本維新史料 類纂之部伊家史料』は『井伊家史料』、『三条実万手録』は『手録』と表記した。なお、時期が史料に表記されていないものに関しては内容から推測し年号を振った。

(表注2) これらの書簡の一部は附録として論文末に掲載しており、附録番号の項にその附録番号を表記した。

(表注3) 同日付の書簡を一つ一つ表記すると表が煩雑となるため、安政五年六月四日付の書簡は表中ではまとめて表記した。なお、このうち一通を付録5として掲載している。

幕末井伊家と公家の関係について

弼が長野義言を派遣し入説を行ったのは九条家当主尚忠であり、また第二章第三節で指摘した將軍継嗣問題に關しても九条尚忠を味方につけたことが南紀派の勝利に大きく寄与した。このように井伊直弼の大老政治において大きな影響を及ぼし、直弼自身も頼りとしていたのが九条家であつたといえる。

井伊家と九条家間の書簡のやりとりは、『九条尚忠文書⁽¹²⁰⁾』には見受けられない。唯一残されたものには桜田門外の変に關する書簡類「櫻田一件餘聞」の井伊掃部頭が送つた書簡がある⁽¹²¹⁾が、これは老中の指示に従い直弼の死を隠匿する目的で出されたものと推測できる⁽¹²²⁾。よつて、九条家側には一切井伊家との書簡が残されていないといえる。

一方で、井伊家の史料である『大日本維新史料 類纂之部 井伊家史料』には九条家と交わされた数多くの書簡が残されている。最初に見られるのは安政三年十二月十五日頃、井伊直弼の腹心長野義言が九条尚忠に對して出した書簡案⁽¹²³⁾であり、敦賀と琵琶湖の水路を繋げる計画について情報提供を行っている。この件に關しては九条家から井伊家に對して問い合わせがあつたといひ、九条家家士である島田左近を通してこの書簡は九条尚忠に届けられたと思われる。なお、この書簡にも「決而他へ者漏不申候⁽¹²⁴⁾」と「極密」の内容であることが記されている。

そしてこの書簡以降、長野義言と九条家家士の間では多数の書簡のやりとりが行われた。その書簡の多さからも井伊家と九条家が政治的な實際關係を安政五年以前から築き上げていたことが見えると同時に、この書簡のやりとりが安政五年に井伊家が九条家へ入説を行う下地になつたと考えることができるのではないだろうか。

一方で、井伊直弼と九条尚忠の間で交わされたと思われる書簡は九点に絞られる⁽¹²⁵⁾。この書簡を読み解くことで両家の實際關係をより詳細に知ることができると考えられ、この分析については今後の課題としてい。

しかし後述するように三条実万もまた安政の大獄により処分を受けることになる。疎隔した両家の交際関係は本質的な部分では修復に至らず、結果として実万の弁明は嫌疑を晴らすことができなかつたと言えるのではないだろうか。

おわりに

ここまで、安政期における朝幕関係と井伊家の政治的課題について確認した上で井伊家と三条家との交際について考察を進めてきた。井伊家

【表5】井伊直弼九条尚忠間書簡年表

表番号	宛先	時期	出典
一	九条尚忠書翰 井伊直弼宛	安政五年二月二十五日	『井伊家史料』第五卷 四五四～四五五頁
二	九条尚忠書翰 井伊直弼宛	安政五年三月二日	『井伊家史料』第六卷 一～二頁
三	井伊直弼書翰 九条尚忠宛〔案〕	安政五年三月	『井伊家史料』第六卷 九～一一頁
四	井伊直弼書翰 九条尚忠宛〔案〕	安政五年四月	『井伊家史料』第六卷 一九五～一九七頁
五	九条尚忠書翰 井伊直弼宛	安政五年五月十八日	『井伊家史料』第六卷 三〇四頁
六	井伊直弼書翰 九条尚忠宛〔案〕	安政五年六月二十七日	『井伊家史料』第七卷 一二四～一三二頁
七	井伊直弼書翰 九条尚忠宛〔案〕	安政五年七月十三日	『井伊家史料』第七卷 二八〇～二八二頁
八	井伊直弼書翰 九条尚忠宛〔案〕	安政五年七月十六日	『井伊家史料』第七卷 二八五～二八八頁
九	九条尚忠書翰 井伊直弼宛	安政五年十二月二十九日	『井伊家史料』第十四卷 二六五～二六七頁

と三条家の間では十八世紀前半に私的な交際関係が結ばれ、以降幕末期までこの交際関係は継続していた。この私的交際を元に「極密」の情報交換という形で政治的協力が行われるなど、両者の交際関係は安政期以前、良好であった。しかし大老井伊直弼井伊直弼と三条実万は將軍継嗣問題において対立する派閥に分かれたことを契機として距離が開き、日米修好通商条約を契機に両家の交際は疎隔することになるのである。この後行われる安政の大獄において、三条実万も処分を迫られている。一橋派の陰謀に加担し、戊午の密勅で下された勅諭の草案を作成したためというものがその罪状であった⁽¹¹⁶⁾。そのため実万は安政六（一八五九）年十二月に自ら辞官落飾を請い、同年四月に落飾勅許・慎を命じられたために同年五月落飾し名を澹空と改めた。そして同年十月、病氣により危篤に陥り六日に没した⁽¹¹⁷⁾。この処分の背景として、井伊家と三条家の交際が疎隔していたことも一因といえるのではないだろうか。

最後に、井伊家と九条家間の交際について概観する。母利美和「近世大名と公家―公武間の交際における『由緒』と『通路』⁽¹¹⁸⁾」では、井伊家と私的交際を結んだ公家として三条家の他に九条家を挙げている。その「由緒」は彦根藩井伊家の初代、井伊直政が天正一六（一五五八）年に、自らの家柄を九条の末流であると自称したことにあつた。両家の「通路」は少なくとも安永元（一七七二）年以前から行われており、井伊家から年頭の祝儀を出した他、九条家の臨時出費に対する財政助成などを行った痕跡がある⁽¹¹⁹⁾。

そしてこの井伊家と九条家の交際は、幕末期まで続いていた。第二章第二節で指摘したように日米修好通商条約に際して、直

あった。さらにこの尋ね入れに關しては水老（徳川斉昭）の策ではないと否定している。

將軍継嗣問題において井伊家は紀伊派の立場をとり、三条家は対立する一橋派の立場であった。ゆえに御養君に關わることは両家のタブーとしてとらえられていたと言えるだろう。その上で、公武一致のために両家のタブーを超えて情報提供を呼びかけているのである。しかし後述するように、この書簡が直弼の元に到着したのは七月十三日のことであり、既に將軍継嗣が決定した後であった。

また、第二章第三節で述べたように、九条閑白に働きかけを行い、独断で「英明・人望・年長」の三条件を削除させ、自由に継嗣を選定できるようにしたのは井伊直弼の腹心、長野義言であった。ゆえに「御年長」を選ぶようにとの朝廷の内意は実際には伝達されていなかったのがある。そしてこの書簡が出された後、同年六月十九日に日米修好通商条約が締結され⁽¹¹⁰⁾、同年六月二十五日に將軍の継嗣が紀伊派の推す徳川慶福に決定する⁽¹¹¹⁾と、両家の関係は急速に悪化した。

次の書簡は直弼が六月二十九日付で三条実万宛に送った書簡である⁽¹¹²⁾。

内容は井伊直弼が大老職に就任した際の祝い言葉に対する返礼の他、いくつかの情報を伝えるものである。勅旨を御三家並びに諸大名へ伝え、意見が大体揃ったので、使いをもって近々報告に向かうといったことや、御養君のことは「去ル二五日思召之通」に決まったなどと報じた。また、アメリカの軍艦が来てしまい、京都に使いをやり、返答を待つほどの余裕がなかったので致し方ない場合には井上清直と岩瀬忠震に条約に調印するよう命じ、委細の説明のため間部詮勝を上京させるといった幕府側の動き、京地の様子も伺いたいが自分は執筆の暇もないので長野義言を使いとして送るといった内容などが書かれている。

そして次に見られる書簡は、三条実万が七月一日付で井伊直弼に送った書簡である⁽¹¹³⁾。

「極内々」に申し入れる内容であり、六月末に武家伝奏から通商条約に調印したとの知らせを受け、朝議を行った結果三家大老の内一人上京するようにとの内意を六月二十九日に武家伝奏から老中へ伝達された、

といった情報提供の他、体調不良を理由に「先日來御用之義御断申上度存念申出候事二候」と、断りを入れている。この用が何かは不明だが、この時期を境に三条家から井伊家と距離を取り始めたと考えられる。

この書簡に対する返書は、井伊直弼が七月十五日付で三条実万に送ったものであり、同じく「極密」のものである⁽¹¹⁴⁾。

内容は去月十三日付と今月一日付の三条が出した書簡が、十三日に届いたということ、ご懇篤に対する返事ができなかったことに対する謝罪と共に、この度の説明に御三家大老の内一人が上京するということが、ただ混雑しているので、お答えには近々間部下総守・酒井若狭守が使いとして何うと情報提供がされている。

また、御地の話も伺いたいが御養君の一件で手紙を執筆する暇もないということが記されており、受け取りようによっては井伊家の側も三家の態度を受けて、距離を取り始めたと考えることができよう。

以降、同年十二月四日まで両家の間で交わされた書簡を発見することはできなかった。

これまで見てきたように、井伊家と三条家の関係は相互の情報提供を主とした「極密」のやりとりを書簡を通して行い間柄であった。しかし安政五年、將軍継嗣問題で井伊家が紀伊派、三条家が一橋派となった後は「極密」といつつも形式的な書簡のやりとりとなっていた。そして勅許を得ない違勅調印と、三条家から見れば朝廷の内意を無視した將軍継嗣決定により、両家の関係は疎隔することとなったのである。

そして最後に両家の間で交わされた書簡は、同年十二月四日付で三条実万から井伊直弼に対し出されたものである⁽¹¹⁵⁾。書中では井伊家から三条家に対し送られた屏風について触れられており、両家は政治的に対立し疎隔した後もなお、形式的には交際関係を継続していたことがわかる。

また、実万は両家の間が疎隔となったのは実万自身の体調不良のためであり不本意であったと弁疏し、戊午の密勅に關わる自身の嫌疑についても否定している。この意図としては安政の大獄で戊午の密勅の關係者が処罰される中、大老である直弼に弁明することで処分を免れようとしたのではないかと考えられる。

御取扱をしたが、その後何の連絡もなく不審なことである。うわざでは両山（比叡山延暦寺と長等山園城寺）からの訴えもあるらしく、このようなことは後々になれば始末が難しくなるので最初が大事である。ただいまの模様では東（幕府）が疑惑に思うようなことはない。本来改鑄をしても砲銃の費用には届かず、却っておびただしくかかると聞き及んでいるが、私は左様の物には不案内である、といったことが書かれており、文末には密々秘々とし御覽後速やかに御投火願いたい、との旨が添えられている。

時期に関しては諸国の寺院の梵鐘を改鑄し砲銃とするよう、天皇が太政官符を出したのが安政元年一月二三日。この朝旨を受けて幕府が令を出したのが安政二年三月三日であるので、安政二年のものと考えられる⁽¹⁰⁶⁾。

徳川斉昭がこの梵鐘改鑄の令に対する寺社の抵抗を予想し、あらかじめ朝廷に奏請して太政官符の降下を仰ぐべき、と発案し幕府が朝旨の奏請を実行したものである。つまり朝威を利用してその実行を容易にしようとしたのであった。さらに朝旨の奏請は隠し、朝廷が自発的に太政官符を下したように装った⁽¹⁰⁷⁾。

この件に関して吉田氏はいつしか話が漏れ、直弼の知ることとなったと述べているが、この書簡から直弼が自身の縁を辿って朝廷での情報収集を行っていたことがわかった。

この時期、両家の関係は形式的な「通路」に留まらず、金銭の用立を願い出ることができるほどに親密なものであり、また「極密」な内書のやりとりを通して情報交換を行う間柄であった。このことから、両家の交際関係を利用して相互に政治的な情報収集を行う関係を築いていたといえる。

第四節 井伊家と三条家間の安政五年における交際

前節では幕末期において、井伊家と三条家の間で交わされた、「極密」の性格を持つ政治的な情報交換について考察した。当節では、安政五年における井伊家と三条家の交際の変化について両家の書簡でのやり取りから考察したい。

まず、安政五年という年について再度確認したい。第二章で述べたように、安政五年は日米修好通商条約の調印にあたって幕府が朝廷に勅許の奏請を行った年であり、これが拒否された後の六月十九日、井伊直弼が勅許なしでの通商条約調印を行った年である。また、同じく第二章で述べたように將軍継嗣問題をめぐっては正月頃に一橋派による京都周旋が行われ、三条家を含む複数の公家が一橋派として一橋慶喜を將軍の継嗣とするよう働きかけを行った年である。

両家間で安政五年に最初に書簡が交わされたのは六月四日付で、三条実方から井伊直弼に向けてのものである⁽¹⁰⁸⁾。

直弼の大老就任を祝った上で、先頃勅答の件について申し入れたがその後は替りない、といった三条家から井伊家に送った情報や、長野主膳を介した井伊家から三条家への江戸情報の提供などから情報交換を行っていたことがわかる。文末には「御投火可被下候」との文言も見受けられる。このことから、両家間で安政五年六月初頭までは「極密」のやりとりはなされていたと見てよい。また、書中には公武御合体の上で外夷に関する難局を乗り越えたいという実方の意見が記されており直弼の大老就任に期待していたことがわかる。また、堀田正睦上京の際、条約調印の勅許不許可について江戸（幕府）と京都（朝廷）で見込み違いがあったことに関して朝廷の強硬無謀ではなく、皇国の大事を思うのは違いないのでこれをきっかけに両者の関係が悪化しないよう直弼に訴え、期待していた。このように、三条実方は大老に就任した井伊直弼に対し、公武合体への期待を滲ませるのであった。

一方で三条実方は同年六月十三日付で井伊家に対し次のような書簡も送っている⁽¹⁰⁹⁾。書簡の本紙の内容は暑中見舞いにすぎないが、別紙の内容が「極密」の内容となっている。別紙の内容は、公武一致のため京都周旋を行っている時節と存じているので「不避忌諱内々御尋申入試候」と情報提供を求めるものであり、尋ねている内容は「御養君之事」、つまり將軍継嗣問題についてである。備中守が勅許奏請のために上京した際、合わせて將軍継嗣には「御年長」を選ぶようにとの朝廷の内意が伝達されたはずであるが、世間のうわざでは継嗣は誰でもよいと言われているという。そこで御地での模様を内々に尋ね入れたい、というもので

第三節 井伊家と三条家の交際

前節では井伊家と三条家の間で、数代にわたる婚姻関係と祝儀によって「由緒」と「通路」が形成されたことを明らかにした。当節では幕末期における井伊家と三条家の交際にはどのようなものがあったのかを、両家の書簡を通してやりとりを見ていくことで明らかにする。なお、当節及び次節で使用した史料は全て附録として論文末に掲載している。そのため史料の引用は注部分記載の附録番号でこれに代える。

まず、幕末期初頭においても両家の交際が続いていたことを確認したいが、『大日本維新史料 家わけ編 井伊家史料』および『三条実万手録⁽⁹⁷⁾』中において、彦根藩第十四代藩主である井伊直亮の時期に両家の間で交わされたと思われる書簡は見つからなかった。よって、この時代に両家の交際があったかどうかは不明である。発見できた中で最も日付の古い書簡は、嘉永五（一八五二）年七月二一日付で直亮の息子である井伊直弼から三条実万宛てた書状である⁽⁹⁸⁾。

ここには三条実万が金二百両の用立を依頼した件について、井伊家が手元金より送った旨が記されている。同時に御子息の昇進を祝っているが、これは嘉永五年五月八日に権中納言となった三条公睦⁽⁹⁹⁾だろう。この書簡においては、前節で述べた「通路」の維持にかかわる祝儀についての文言は確認できない。文中の金二百両に関しては「尤御返済之義は緩々ニ而宜敷左様御承知希上候」とあり、祝儀ではなく借金としての用立であることが分かる。しかし、金銭の貸借のような私的な文通が成されていたことから両家の交際がこの時期まで続いていたと見ることができるとはならないかと考える。

また、祝儀等の文言が見られる書簡については、安政四（一八五七）年正月十五日付の井伊直弼から三条実万宛の下書きが井伊家に残されている⁽¹⁰⁰⁾。この後書簡は清書され、出されたと考えられるが『三条実万手録』にはこの書簡は見受けられない。それ以外には、安政元（一八五四）年三月六日付で井伊直弼から出された三条実万の子息、三条公睦逝去の際の謹言⁽¹⁰¹⁾、安政五年六月四日付で三条実万から出された井伊直弼の大老就任を祝う書簡⁽¹⁰²⁾、同年六月一三日に同じく三条実万から出された暑中見舞⁽¹⁰³⁾などが保存されているが、これらの書簡は併せて日米和

親条約や朝幕関係、条約調印、將軍継嗣に関する内容が記載されており、祝儀のためのみに書かれた書簡は見受けられない。このことから、三条家との交際の痕跡が見受けられなかった井伊直亮の時期も、井伊家と三条家の関係が祝儀を交わす関係でなくなったのではなく、単に保存されていないだけである可能性が高いといえる。

次に幕末期、両家の間ではどのような交際があったのかを明らかにしたい。先ほど挙げた金銭の貸借以外には、情報交換を行っていた事例がいくつか見られる。なお、その大半の文言に「御他見御無用」「御投火希上候」などの文言があることに注目したい。情報交換の内容は「極密」のものであり、外部には秘めるべき書簡のやりとりが成されていたのである。また、このことから実際にやりとりされた数は現存する書簡より多いと思われる。

そのうちの 하나가、以下の三条実万へ井伊直弼が出した日米和親条約締結後の書簡である⁽¹⁰⁴⁾。安政元（一八五四）年二月一〇日、日米和親条約の交渉が横浜応接所にて開始され、同年三月三日に締結された。交渉の間アメリカ船は神奈川沖に停泊しており、この書簡はその様子を報告したものである。先ほども挙げた安政元年三月六日、三条公睦逝去の謹言に併せて別紙での情報提供を行っている。この書簡において直弼は当地に今も異船が留まっているが、幕府は深く配慮しているので今のところ異変もなく今にも退帆致しそうであり、その予定は一〇日頃との風聞もあると伝え、委細が伝わってくればまた申し上げると述べている。このことから、この書簡以外にも複数の情報提供を行っていたことが推測できる。

また、先ほどの書簡とは逆に三条実万から井伊直弼へ情報提供を行っている書簡も存在する。それが、以下の安政二年の梵鐘一件の際の書簡である。三条実万は一度書いた下書きの裏にもう一度書き直しており、訂正等の差異も見られるため両方を併せて見ていく⁽¹⁰⁵⁾。

一度目の下書きには「井伊へ内書三月十三日出ス」とあるので、その際出されたと思われる。まず文頭に「極密」の要件であることが示され、先日井伊直弼からお尋ねのあった梵鐘の改鑄の件について、情報収集を行ったという内容である。実は「東」（幕府）からそのお話がきたので

表2 井伊家・三条家婚姻関係一覧

井伊家	三条家	縁組・婚姻の経緯	没年月日
①井伊直通	忠(三条実治息女)	宝永元年6月21日、縁組許可 宝永3月11日、婚姻	宝永5年10月22日没
②房(井伊直興息女)	三条公充	正徳5年11月19日、縁組許可 享保元年12月、婚姻	寛延2年9月20日没
③明(井伊直惟息女)	三条季晴	三条季晴に許嫁の内に死没	元文3年7月9日没
④歌知(井伊直定息女)	三条季晴	延享2年間12月3日、縁組許可 宝暦2年6月、婚姻	宝暦12年6月29日没
⑤美代(井伊直幸養女、 録須賀宗鎮娘)	三条実起	宝暦11年2月12日、縁組許可 安永2年6月、婚姻	安永3年9月2日没

表3 「御祝儀被進覚一覧」より作成

年月日	御祝儀銀高	対象者	祝儀の事由
宝暦13年10月18日	白銀100枚	転法輪侍従様	御元服
寛政4年5月29日	100俵米	転法輪様	御生涯之内被進候
寛政8年12月23日	米400表	転法輪左大将様	内大臣宣下御助力
寛政11年3月	1種300疋	転法輪侍従様	侍従宣下
寛政11年3月	干鯛1箱	転法輪前内府様	同上
寛政11年3月	1種300疋	転法輪大納言様	同上

利美和氏が作成した表2 井伊家三条家婚姻関係一覧⁽⁹²⁾によると、両家の「由緒」構築は、宝永三(一七〇六)年に三条実治の息女忠と井伊家四代当主井伊直興の嫡男、井伊直通の間で交わされた婚姻から始まった。この際、忠は井伊家に正室として迎えられている。そして次に両家の間で交わされた婚姻は、享保元(一七一六)年のものである。忠の兄であり三条実治の嫡男三条公充と井伊直興の息女である房との婚姻であ

る。三条公充と房の間には嫡男実顕が生まれ、三条家を相続した。その後三条季晴と井伊直定の息女歌知との婚姻、三条実起と井伊直幸の養女である美代との婚姻が成されるなど、三条家と井伊家の間で計四代にわたる婚姻を重ねている。この婚姻関係が両家の間の「由緒」となり以後、両家の間で交際が行われるのである。

次に、両家の「通路」についてみていく。「京都留守居手控」より母利美和氏が作成した「御祝儀被進覚一覧⁽⁹³⁾」から三条家に関する項目を抜き出した表3には、井伊家が京都において交際する公家が列記されている。この表のうち、転法輪様と記されているのが三条家である。前述したように両家の交際関係を継続する儀式が「通路」であり、それは祝儀という形で表される。この祝儀は年頭の祝儀、藩主上国に際しての土産、「被進米」「合力米」などの定例のものと、官位叙任・元服などの際に送られる臨時の祝儀の二つに分けることができる。井伊家からの祝儀の中には額の大きなものもあり、寛政八(一七九六)年には臨時の祝儀として米四〇〇俵を、また表中には記載されていないが天明三(一七八三)年九月には定例の祝儀として五〇〇俵という多額の祝儀を送っている。三条家の家禄は四六九石であり、井伊家がそれに匹敵する祝儀を送っていたと言えるだろう⁽⁹⁴⁾。

また井伊家は寛保三(一七四三)年において大規模な節約を行い、贈答に関しても可能な分は相手に断りを入れ、中断もしくは減額しようとする動きをみせている。しかしその中で井伊家側から贈答継続を断れない相手として公家中では近衛家・九条家・三条家を挙げており、相手から中断が要望されない間はこれまでの通り贈答を行なうとしている。井伊家としては中断したいという内部事情があったが、相手次第とせざるをえなかったのである。この事例からは当時の贈答意識を見ることができると同時に、井伊家が公家との私的交際について、その重要性を認識していたと考えられるのではないだろうか⁽⁹⁵⁾。

以上、井伊家と三条家の私的交際について考察した。井伊家と三条家の私的交際は宝永三年の婚姻関係を「由緒」として始まり、以降祝儀による「通路」で維持されていたのである。

保十五（一八四四）年には『続日本後紀』をより厳密な教科書とするため御会に参加した公卿に対し、校合作業を命じた。この校合作業の中心となったのが三条実万であり、校合作業のため様々な文献を読む必要性に駆られたのである。実際に天保期以降公家間での書籍の貸借が増加しており、書籍の探索も活発に行われた。実万はこの書籍の探索・貸借から書籍の所在や有職故実の知識を数多く得ることになったのである⁽⁸²⁾。

そして、同じく天保期以降に実万の下には他の公家から先例に関して問い合わせる書状・訪問が増加した。一例を挙げると、天保一四（一八四三）年に正親町三条実愛が三条家を訪問し、侍臣の夏冬更衣について相談している。その後正親町三条実愛が実万に出した書簡によると、滋野井家にも問い合わせたが回答の根拠がないので実万の意見も伺いたい、と記述している。つまり実万が有職故実に詳しく、十分な根拠を回答してくれると考えたのである。実際、正親町三条実愛に対し実万は十分に答える形で解答を行っている⁽⁸³⁾。

このように、三条実万は「御会」をきっかけにして知識をつけ、有職故実に詳しい知識人として信頼できる人物と考えられていた。そしてこのことが、安政期の朝廷において政治的影響力を持つ土台となったと考えられるのである。その実万は嘉永元（一八四八）年、武家伝奏役を任命されることになる。

武家伝奏は内々や外様、清華家や大臣家などの家柄を問わず、人物によつて選ばれていた⁽⁸⁴⁾。つまり、家格の低い者であっても武家伝奏を命じられることは珍しくない。ゆえに実万は「華族之輩此役ヲ勤ルヲ是迄恥辱ト心得」と自身の日記に記しているなど、家格が清華家であるゆえに武家伝奏への就任を恥辱と考えていたようだ⁽⁸⁵⁾。しかし武家伝奏の任命には学問、文筆の才能があり、弁舌にすぐれ、公道（正義）を行う者を選んだとされている⁽⁸⁶⁾。実際にこの条件がどこまで守られたかはわからないが、実万の知識人としての面を評価された可能性はあるだろう。

武家伝奏という役職の本分とは幕府と朝廷との折衝であるが、当節では第一章第四節で考察した朝議に参加できる立場としての武家伝奏に着目する。実万はこの時期に朝廷制度改革を主張してきたのだ。嘉永七

（一八五四）年には「一、海防事、一、官人救助之事、一、神祇官之事、一、御証号之事、一、山稜之事⁽⁸⁷⁾」の五つを意見書中に挙げ、提出している。さらにその後安政五年まで意見書の内容は書き直しを繰り返され、より具体化していった。

安政四（一八五七）年四月二十七日、三条実万は武家伝奏を辞職し⁽⁸⁸⁾、その功績から同年五月十五日、内大臣に就任する⁽⁸⁹⁾。ここで一度朝議参画からは外れるものの翌年の安政五年三月十三日、左大臣、右大臣、内大臣が外夷一件御評議御用として対外関係の朝議人員に加えられ、実万も再び朝議参与の人員として加えられるのである。その背景には実万が公家社会のみならず、朝幕関係を考える上で価値のある政治的意見を出していたことも一因として考えられるのではないだろうか⁽⁹⁰⁾。

第二節 井伊家と三条家の「由緒」と「通路」

前節では幕末期の公卿である実万が知識人として知られ、公家間において影響力を持っていたこと、そして武家伝奏に任じられた時期には朝廷制度改革を主張してきたことを確認した。当節では、井伊家と三条家の私的交際の成立について論じる。武家への官位叙任は「禁中并公家諸法度」の条文によりその権利が天皇から將軍へと移され、官位叙任に関しては公家と武家が直接的関係を結ぶことがないよう制限されていた。このことから、一般的に武家と公家とは官位叙任に関する以外の形でも関係を結ぶことを制限されていたと考えられがちであった⁽⁹¹⁾。

しかし実際には大名と公家の官位叙任に関わらない私的交際の事例は数多くみられるものであり、井伊家と三条家も私的交際を結んでいたのである。母利美和氏は「近世大名と公家—公武間の交際における『由緒』と『通路』」の中で井伊家と公家との私的交際の事例として三条家と九条家を挙げているが、当節では特に三条家に着目して論じる。

井伊家と三条家の私的交際の構築には、「由緒」と「通路」が存在した。「由緒」とは血縁関係であり、両家の間では数代にわたって婚姻関係が結ばれ、これをもって両家の私的交際は開始された。そして「通路」とは両家の私的交際を継続する儀式であり、祝儀などがこれにあたった。まず、両家の「由緒」についてみていきたい。「井伊家系譜」から母

ていたようである⁽⁷⁴⁾。

直弼が一橋派の京都周旋を察知したのは、安政五(一八五八)年二月に入ってからであった。同年正月から開始された日米修好通商条約の勅許奏請のため老中堀田正睦が上京し、直弼は関白九条尚忠への入説のため、長野義言を京都へ派遣した。この長野義言が一橋派の周旋を察知したのである。九条への通商条約に関する入説を終えた後、長野は一度直弼に一橋派周旋の事実を伝えるため彦根へ帰り、すぐさま再度上京し九条を南紀派とすべく九条家家臣の島田左近を通して入説を行ったのである。直弼に命じられたことではなく独断での行動であるが、結果、九条を南紀派支持に傾けることができた⁽⁷⁵⁾。

そして一橋派となつた公卿、左大臣近衛忠熙や内大臣三条実万などの朝議での働きかけにより日米修好通商条約の勅答が成された三月二十日、勅答に付記される形で継嗣選定の三条件として英明・人望・年長が堀田正睦に伝えられる予定となつた。しかし関白九条は伝達の際、独断でこの三条件の用語を削除したのである。これにより幕府は朝廷の継嗣指名を受けることなく自由に継嗣を選定できることになつた⁽⁷⁶⁾。

四月二十三日、直弼は大老職に就任した。この直弼の大老就任の背景には、紀伊派の運動があつた。紀伊派であり紀州藩家老の水野忠央は大奥に多大な影響力を持ち、大奥の支持を紀伊派に傾けることに成功していた⁽⁷⁷⁾。水野忠央は大奥を動かし將軍に入説を行わせ、直弼を大老職に就かせることで紀伊派の勝利を決定的にしようとしたのである。結果、五月一日、將軍は大老以下閣老を召集し継嗣を徳川慶福とすることを申し渡した。こうして継嗣は内定した。なお、内定のあとすぐに公表は行われなかつた。これは通商条約の勅許に関する朝廷との交渉に影響が出るのを恐れたことと、一橋派の強い抵抗が予想されたためである。閣老は一橋派の説得を大老である直弼に依頼し、直弼は幕府内の一橋派の説得あるいは処分を行った。そして腹心の長野義言には引き続き関白九条への働きかけと、京都における周旋を命じた⁽⁷⁸⁾。

しかし六月十九日、直弼は勅許なく通商条約に調印し、一橋派と朝廷からの強い批判を受けることになる。そして同月二十五日に継嗣は徳川慶福に決まったことを正式に公表し、將軍継嗣問題にひとまずの決着が

ついたのである⁽⁷⁹⁾。

以上に見てきたように將軍継嗣問題は朝廷が次の將軍を指名できる、という思想から朝廷に波及し朝幕関係における問題となつた。そして長野義言の独断による関白九条尚忠への入説が紀伊派の勝利に大きく貢献したのである。

第三章 井伊家と三条家

第一節 公家社会における三条実万

当節では公家社会における三条実万について、三条家の清華家という家格、三条実万の知識人としての側面、そして三条実万が就いた武家伝奏としての活動の三つに着目し考察を進める。

まず、三条家のもつ清華家という家格についてみていく。清華家とは最高位の撰家に次ぐ家格であつた。一部の例外的な時期を除き左大臣の役職は撰家に独占されており、清華家が就ける役職は右大臣までであつた。しかし内大臣の地位には二人に一人の割合で就くことができた⁽⁸⁰⁾。実際に三条家に着目すると、三条実万の二代前の当主実起(一七五八〜一八二三年)は右大臣の役職に就き、三条実万の父である公修(一七七四〜一八四〇年)は内大臣の役職に就いている。そして三条実万自身も安政四(一八五七)年五月十五日、内大臣を任じられるなど堂上公家の中でも比較的高い家格を有していたのである⁽⁸¹⁾。

そして三条実万は高い家格を持つ公家であるという以外の理由でも、他の公家への影響力を持ちあわせていた。それが、知識人としての側面である。実万が知識人として知られる理由には、「御会」が深く関係していた。

御会とは、公家の間で集まり行われた勉強会であり、儀式書や有職故実を学ぶ場として寛政期以降に行われていた。この御会は仁孝天皇(一八〇〇〜一八四六年)が主催したものもあり、ここに三条実万も出席していた。天保十三(一八四二)年、天皇が御会において新たな方針を打ち出した。御会の教科書として『続日本後紀』は誤りが多いので近世中期に編纂された『日本逸史』を教科書と定めたのである。また、天

条の働きにより一度は勅許許可が出されかけるものの、廷臣八十八列参事件を受けて勅許は不許可へと転じ三月二十日、堀田正睦は勅許を得ることができないまま帰還することとなった⁽⁶⁶⁾。なお第一章第四節でも挙げたが、この際朝廷から出された勅諭が、三家以下諸大名の意見を聞いた上で衆議を行い、再度申し上げるようになるように、とのものであった。このような状況下で四月二十三日、井伊直弼は大老に就任する。安政五年における井伊直弼の大きな政治課題の一つは日米修好通商条約に際して朝廷の勅許を得ることであった。

しかし朝廷の勅諭を実現する間もなく事態は急変する。六月中旬、第二次アヘン戦争で清国が大敗した影響を受け、予定より一ヶ月早く通商条約調印を迫られることとなったのである。これを受けて六月十九日、幕府は営中に三奉行及び所有司を召集し評議を行った。直弼は「天朝へ御伺い済み相成らざるうちは、いかほど御迷惑に相成り候とも、仮条約調印は相成り難く⁽⁶⁷⁾」と主張したが、議論は要求受諾へと傾いた。即時調印を渋る直弼に対し評議に参加した幕臣は「氣違ひ同様と申さずばかりの振る舞い⁽⁶⁸⁾」であったという。その後直弼は老中とも評議を行っている。松平忠固と堀田正睦は即時調印を訴えたが、他の老中は調印延引を唱え、意見が分かれた。

そして直弼は応接掛である井上清直・岩瀬忠震に対し勅許を得るまではなるべく調印を延期するよう命じた。井上はやむを得ない際には調印してもよいかと質問し、直弼はその時には致し方ないができるだけ延期するようにと答えたが、応接掛兩名はすぐさま通商条約調印に踏みきった。結果、勅許を得ない違勅調印となったのである⁽⁶⁹⁾。

以降、直弼は便宜的に和親の延長として通商条約を位置づけ、攘夷体制が整った後には攘夷を行うと朝廷に対し弁明を行うことになる。しかし通商条約調印をきっかけに朝幕関係は悪化し、結果としてこの年の八月に戊午の密勅が起ころのである。

第三節 將軍継嗣問題

当節では將軍継嗣問題について考察を進める。井伊直弼の大老政治において日米修好通商条約とならんで政治的課題となったのが、この將軍

継嗣問題に決着をつけることであった。

まず、將軍継嗣問題について確認したい。將軍継嗣問題とは十三代將軍徳川家定が病弱な上、その体質上の欠陥から世子の誕生も絶望的であったために後継者をめぐって起こった問題である。安政五(一八五八)年正月前後から問題が顕在化し、幼少であるが家定と血縁の近い徳川慶福を推す南紀派と、年長であり英明と噂されていた一橋慶喜を推す一橋派が対立を深めた。南紀派が大奥の支持を集め幕府内部に影響力を強める中、一橋派は朝廷勢力に入説を行うことで自らの味方に取り込んだ。具体的には左大臣近衛忠熙、内大臣三条実万を取り込み、徐々に公家内に一橋派を増やしたのである。南紀派もこれに気付き、公家に対する入説を行うなど対立は朝廷を巻き込んだものとなったのである⁽⁷⁰⁾。

將軍継嗣という幕府内部の問題が朝廷にも波及した背景には、將軍継嗣を決定する際朝幕間で交わされる手続きが関係した。將軍継嗣を決定する際、まず幕府は内部で世子となる人物を決定し、朝廷に人物は知らせず養君決定を通知する。ここで世子を通知しないのは、継嗣を正式決定するには朝廷の承認が必要となったためであり人物の指定は朝廷の権限と考えられていたためだ。次に朝廷が「目出度思召」とのみ返答し、人物の指定は行わず形式的な承認のみを行う。そしてこれを受け予定通り幕府が將軍継嗣を決定するという手続きがとられてきたのである⁽⁷¹⁾。

これまで、朝廷は継嗣の内容に関与することはなかった。これは大政委任により政治権力を握る徳川幕府を尊重し、朝廷としての政治的関与は最小限としてきたためである。しかし形式上、將軍に対し政治権力を委任しているのは朝廷であり、そのため朝廷が將軍の任命権を持つと堀田正睦・松平春嶽などは考えていたのであった。ゆえに一橋派は朝廷に働きかけることで継嗣を指名させようとしたのであった⁽⁷²⁾。

將軍継嗣問題において直弼は南紀派の立場をとり、徳川慶福を継嗣とすべきと考えていた。これは直弼が一橋慶喜の実父である徳川斉昭(一橋派)と対立関係にあったこと、腹心の長野義言が紀州藩と深いつながりを持っていたことが一因であると考えられる⁽⁷³⁾。しかし最終的には「何れにも下より上を撰み候と申事、何国迄も道ならぬ事」「上之御英断ヲ候より外は無之」と將軍の意向を最優先に反映すべきであると考え

いるにも関わらず、当時は京都警備について非常時の規定が出火・地震時に限られていたゆえに平常通りの警備が行われていたためである⁽⁵⁸⁾。

畿内の軍事については、それまで大坂城代と京都所司代が軍事指揮権を握っていた。大坂城代は大坂城周辺の有事と上方西部四ヶ国の有事に對して、京都所司代は京都周辺および上方東部四ヶ国の有事に對して、周辺の大名を動員し、鎮圧する権限を將軍から与えられていたのである。なお、大名が將軍の許可なく領外へ軍事的動員を行うことは基本的に禁止されていた⁽⁵⁹⁾。このように動員は有事の際に限られていたために、朝廷はこれを警備不足と考えたのではないだろうか。

そして安政元年二月十四日、所司代が禁裏付武士をもって朝廷側の京都守衛の意向を聞いた。その返答として朝廷は警衛の人選については外様は大国の大名であっても見合わせ、譜代大名を選ぶべきであり、その上で尾州か彦根をもって総督とするのがよろしかろうとの旨を伝えていた。このことから井伊家が尾州徳川家とならび他の譜代大名より一目重く見られていたことがわかる⁽⁶⁰⁾。

安政元年三月に日米和親条約が締結され英露とも同様の条約を結ぶと、日本近海は一時小康の状態が続いた。これを受けて京都守護に関しても安政三（一八五六）年六月二十六日、京都警衛が緩められることになり、井伊家も多くの藩士を引き上げさせることになる⁽⁶¹⁾。そして翌年安政四（一八五七）年十二月十六日には京都守護の功績を受けて井伊直弼は従四位上に叙せられることになる。彦根藩井伊家は井伊直弼の老就任以前から朝廷との関わりがあり、井伊家自体も京都守護の役割を担う家柄であることを強く意識していたのである。

第二節 通商条約をめぐる対外問題

当節では日米修好通商条約について考察を進める。安政五（一八四八）年四月二十三日、井伊家十五代当主井伊直弼は大老に就任し幕末政治における大きな決定権を任されることになった。その大きな政治課題の一つが、日米修好通商条約（以下通商条約と略す）である。安政五年六月十九日、井伊直弼は勅許を得ずに通商条約に調印し、違勅調印の国賊と責められるところとなる。本節では違勅調印までの経緯について論じる。

まず、鎖国とはどのような概念であったか確認したい。鎖国とは、他国との関係が「通信」「通商」「攘夷」のうちに収まる状態のことである。「通信」とは東海（日本海）の周辺国に朝貢を許可することであり、李氏朝鮮王国および尚氏琉球王国がこれにあたる。「通商」とは、「通信」関係のない海外諸国に對し長崎での限定的な交易を許可することであり、清国およびオランダとの関係がこれにあたった。そして「攘夷」とは、「通商」を受け入れようとしない海外夷狄を武力で追い払うことを意味する。他国との関係がこの三つの枠内にある状態が、鎖国であった。なお攘夷の実行が困難な場合、一時的に寄港許可・薪水食料供給等を行うことがあり、これは「和親」と位置付けられた⁽⁶²⁾。

嘉永六（一八五三）年六月、ペリーが来航し翌年安政元年三月に日米和親条約が締結された。攘夷を行うには武力が十分ではなく、整うまでの間一旦穏当の処置を取るとするのがその理由だった。この締結後、幕府は朝廷に對し報告を行い、天皇の回答は日米和親条約締結をもって「安心」と答え、將軍をねぎらうものであった⁽⁶³⁾。なお、前章第四節で取り上げたように、朝幕間のやりとりにおける天皇の回答とは朝議を通じたもので、朝廷の意思決定として問題がないと判断されたと考えてよい。

しかしこの後、鎖国体制は危機を迎える。なぜならば、安政三（一八五二）年七月、ハリスが下田に來日し通商条約調印の交渉が開始されたためである。先ほども述べたように和親とは攘夷体制が整うまでの間、穏当の処置を行うというものであり攘夷体制が整えば攘夷を行うはずであった。ゆえに朝廷も将来の攘夷を見越して「安心」と回答したのである。そのため攘夷ではなく「通商」関係、しかも当事者同士での自由貿易を許可するには、それまでの対外関係における認識論理を根本的に組み替える必要性があったのである。天皇の承認である勅許が必要とされたのは、このためであった⁽⁶³⁾。

安政五（一八五八）年正月に勅許奏請のため老中堀田正睦が上京し、交渉が開始された。そして井伊直弼は腹心である長野義言を京都へ遣り、関白九条尚忠に入説を行ったのである。第一章四節でも述べたように、関白は朝議の中で特に強い権限を持っていた。直弼は関白を幕府支持に傾けることで、勅許の奏請を容易にしようとしたのである⁽⁶⁵⁾。関白九

聞いた上で評議を行い再度申し上げるようになり、との回答が行われた。このように安政五年は勅問の拡大など、朝議外へ枠組みを広げようとする動きがあり、延臣八十八卿列参事件のように朝議外から朝議内の決定を大きく変えてしまうという、朝議の基本的枠組みの否定が行われたのである。そして三月十三日には実際に朝議の構成員が拡張され、ここに旧来の枠組みは破壊されたのであった。

第二章 安政期の井伊家

第一節 井伊家の家格意識

当節では安政期の井伊家においての大役であり、朝幕関係の上で重要であった京都守護について考察する。本題である安政期の京都守護を検討する前に、なぜ井伊家彦根藩が京都守護を任されるような立場であったのか、井伊家の家格について確認した上で論じたい。

井伊家は譜代筆頭の家柄であり、領知の石高を見ても三十五万石と譜代大名の中で最大であった。また、殿中の座席は溜間であり、これも譜代大名の座席の中で最高の位置を占めていた⁽⁵⁰⁾。

溜間とは、大名が江戸城に登城し將軍への拝謁を待つ際に控席として設けられた部屋の一つである。大名は拝謁を待つ際、控席として設けられる部屋が序列として決まっていた。溜間は江戸城本丸殿舎の西側にあった黒書院に続く一室のことで、常詰大名として井伊家、高松藩松平家、保科家が座席を置いたほか、帝艦之間から進んだ者と老中職をやめた者の中から選任された者が溜間格として一代限り席を置いた。毎月十日と二十四日に登城して老中と謁見し、政務を討論したり將軍に意見を上申したりするなどの形で参与することができた⁽⁵¹⁾。

さらに井伊家は將軍を補佐する江戸幕府最高の職である大老を多く輩出した家であった。元禄十(一六九七)年の直興以降、元治二(一八六五)年に酒井忠績が任じられるまでの大老は、全て井伊家が独占していた⁽⁵²⁾。

以上に見てきたように、井伊家は譜代大名において最も高い領知石高、

座席を占めた家柄であり、譜代大名中においては最も家格の高い家の一つであったといえる。その井伊家は幕末期にあたる弘化三(一八四六)年、異国船渡来への備えとして江戸湾警備を命じられる。江戸湾は当然ながら最重要拠点であり、江戸湾の警備を幕府から依頼されることは大名家にとって名誉であるはずであった。しかしこの江戸湾警備について、井伊家の当主井伊直弼は「いかぬ事」と否定的にとらえていたのである。その理由は、彦根藩井伊家の家柄にあった⁽⁵³⁾。

その井伊家の家柄とは、京都守護の密命を受けた家格であるというものであった。元和(一六一五―一六二四)年中に彦根藩井伊家二代当主井伊直孝が將軍から「江州・城州」(近江国・山城国)の鷹場を拝領したが、これは表向きのことであり実際には京都の守護を仰せつかったと直弼は所司代宛の書簡で記述している。実際に幕末期以前に彦根藩が京都守護のため、京都藩邸に軍事目的で兵を駐屯させた事実はない。しかし寛政十一(一七九九)年、彦根藩が領外での鷹場巡見を要求した際にも、この京都守護の密命を根拠とした事実があり、井伊家の家格を主張する論理となっていたことは間違いない。そのため江戸湾警備は井伊家の家格に合わず、不名誉であるとしたのである⁽⁵⁴⁾。

しかし同時に直弼は、一旦引き受けた以上は警備を嚴重にし天下の耳目を驚かせるほどの精勤をした後、上記の家格を理由に警備を免除に持ち込むべきである、と考えていたようである⁽⁵⁵⁾。江戸湾警備を命じられた翌年、弘化四(一八四七)年六月には防備の不十分さから悪評が立つなど人を驚かすほどの働きとは言えない部分があった。しかし嘉永元(一八四八)年五月には防備の充実により老中阿部正弘にも認めさせるなど、十分な働きを見せたのである⁽⁵⁶⁾。

そして安政元(一八五四)年正月にペリーが来航し、三月に日米和親条約が締結されペリーが退去した後の四月九日、ついに彦根藩井伊家は江戸警備の任を解かれ、念願の京都守護を命じられることになるのである。この裏には、朝廷側からの働きかけもあった⁽⁵⁷⁾。

元々京都守護に関しては、前年である嘉永六年の末から京都の警備に関する問題が持ち上がっており、その後もしばしば朝廷の側から幕府に向けて警備強化の催促があった。これは近年日本近海に異国船が訪れて

わる安政五年以前と安政五年の朝議への参加資格拡張について考察したい。

では、安政五年以前の朝議の構成員について見ていく。天皇以外には「関白」職および「議奏」「武家伝奏」役に任じられた朝臣により行われた。

関白とは、朝廷における諸臣の第一と言える存在であり、実質的な最高責任者である。基本的に摂家のうちより選ばれ、天皇と建前の上では一体関係にあるとされた。朝議はこの関白の責任のもと開かれ、最終決定権も天皇と関白にあった。(ただし、建前上は一体関係にあるため両者は同一である)。このことから朝議において最も影響力を持った人物であるといえる⁽⁴³⁾。

次に議奏について見ていく。議奏とは、天皇の政治的な側近であり関白を除くすべての廷臣と天皇の間において伝達、取り次ぎを行う役割があった。これは次に挙げる武家伝奏も例外ではなく、一度は議奏を伝達して天皇へと伝える必要があった⁽⁴⁴⁾。

最後に、武家伝奏について見ていく。武家伝奏とは、主に朝廷と幕府間での情報伝達を行う役職であった。具体的には幕府からの触れを公家中に伝達することや、逆に公家から幕府への願書などを、京都所司代とおして伝達する役割があった。また、將軍権力の補強のため儀礼上の交渉を行うことや、官位の奏請に携わることもあった。このことから、幕府と朝廷の間をつなぐ役職であったといえる⁽⁴⁵⁾。なお、武家伝奏は史料中には伝奏と表記されることも多い。

以上に挙げた役職の公家が、朝議に参加することができた。また、このうちには入っていないが内覧も朝議に参加することができた。内覧は朝議の結果に関わる公文書を見て意見を述べるができる役職であり、関白は就任と同時に内覧の役職も兼ねることが通例となっていた。しかし前関白が辞職後も朝議に参加する場合、内覧職はそのままに朝議に参加することができ、関白に準ずる立場を持っていた⁽⁴⁶⁾。

前述したうち議奏と武家伝奏は、両者を合わせて「両役」と呼ばれる。朝議は基本的に天皇、関白および両役によって行われ、朝廷としての意思表示を行ってきたのである。しかし安政五年、朝廷が政治的に浮上すると同時に、朝議の在り方も変化することとなる。

安政五年、堀田正睦が通商条約調印に際し朝廷の勅許の奏請を行い、これを受けて朝議が行われた。この時期、最も朝議の内での権力を発揮していたのは、前関白であり内覧としての地位にあった鷹司政通であった。政通はそれまでの大政委任の考え方に基つき、朝廷として幕府に合わせる形で和親・交易許可の勅許を出す、というのが基本方針であった。

そして、これに反発したのが孝明天皇であった。孝明天皇は強い攘夷思想を持っており、通商条約調印には反対というのが基本方針であった。しかし朝廷内に強い影響力と発言力を持つ政通の前には、天皇といえども朝議での決定力に限界があったのである⁽⁴⁷⁾。

そこで孝明天皇が対抗策としてとったのが、「勅問」を拡大させることであった。元々、事の重大さから朝議外への意見を問う勅問は予定されておらず、その対象は右大臣、左大臣、内大臣およびその他の摂家当主に對するものであった。これを孝明天皇は関白である九条尚忠への働きかけにより、権大納言、権中納言、参議、職事両頭在任者まで拡大(計二三人増加)することになるのである。つまり、数の論理で前関白政通に対抗しようとしたのであった⁽⁴⁸⁾。

結局、勅問拡大の効果は政通への対抗手段としては弱かった。関白尚忠が強引に一度目の勅答を行い、政通同意のものと公表したことで政通は激怒、内覧を辞退し朝議から離脱することとなるのである。しかし勅問の拡大は二度目の勅答においても行われ、その対象も同様であった。このように朝議の基本的枠組みにおける構成員以外への勅問、そしてその対象の拡大は朝議の枠組みを広げようとする動きであるといえる⁽⁴⁹⁾。

そして三月十二日、廷臣八十八卿別参事件が起きる。廷臣八十八卿事件とは上京した堀田正睦に対し、勅答が行われる予定であった三月十二日に朝議外の廷臣多数が宮中に集まり、勅答の内容に「諫」として異議を申し立てたものである。この事件を受けて予定されていた勅許許可の勅答は延期となった。

翌日の三月十三日には右大臣、左大臣、内大臣が外夷一件御評議御用として朝議に参加可能に、議奏加勢も議奏と同様に朝議に参加可能となるなど、朝議の構成員が拡大した。二十日の勅答の内容は十二日に予定されていた勅許許可から勅許不許可へと転じ、三家以下諸大名の意見を

極的に関与した。その根拠となったのが、当節で取り上げるロシアとの紛争における幕府の対応によるものであった。

寛政四（一七九二）年九月三日、ロシア使節ラクスマンが日本漂流民の送還および通商交渉の開始のため国書を携え、根室に入港した。ロシアとの通商交渉を望むラクスマンに対し幕府は国書・進物の奉呈は断り、箱館で漂流民を受け取った後でもし通商の願意があるのであれば長崎に廻航するよう交渉を行った。ラクスマンは箱館で漂流民を引き渡し、長崎入港の信牌を受けとったものの、長崎には廻航せず帰国した⁽³⁴⁾。

その後文化元（一八〇五）年九月六日、ロシア使節レザーノフが長崎に来港し、国書奉呈と共に通商関係の樹立を要求した。幕府はこれに対し、鎖国の祖法を根拠とし国書奉呈・通商交渉には一切応じられないと拒絶した。そして文化二（一八〇四）年三月六日、国書・進物の奉呈および通商要求も退けられたまま即刻帰帆するよう命じられると、その十三日後にレザーノフは長崎を退去した。しかしこの日本側の非礼に憤激したレザーノフは後の文化三（一八〇六）年九月から翌年文化四年六月にかけて樺太南部・択捉島・礼文島・利尻島などの日本人入植者や船に対し、報復として攻撃を加えたのである⁽³⁵⁾。

この紛争において藤田寛氏は「視聽草」の「文化丙寅北辺騒動都下風聞」などを例に挙げ、文化四年六月中頃の江戸はロシア船の攻撃の噂でもちきりであり、京都では不吉な歌詞の入った歌が流行するなどした他、「藤岡屋日記」掲載の六月十三日箱館田中伴四郎書状には日本開關以来初めての外国との戦争での敗北であり、日本国の大恥であると書かれていることなど、人々が深刻な危機感を持ち、幕府への批判が向けられ始める時期であったと述べている⁽³⁶⁾。また、当然ながら軍事的な面でも大きな動きがあった。文化四年四月に弘前・南部藩、五月に秋田・庄内藩、六月に会津・仙台藩など東北の藩に対し蝦夷地出兵を命じ、その他東北から越後の諸藩に対し海岸警備を命じるなど、レザーノフの攻撃を受けて対外戦争に対する備えが意識されることとなったのである⁽³⁷⁾。

そして文化四年、幕府は朝廷に対しロシアとの紛争に関わる情報を報告している。その理由に関しては史料がないため不詳であるが上記の政治状況から推測すると、対外的な危機に際した幕府が朝廷に対し何らか

の政治的役割を果たすことを期待した可能性が高い。国家として一丸となってロシア間との国際問題に取り組む必要性に迫られ、その実現を容易にしようとしたのではないだろうか⁽³⁸⁾。

この報告の意味は、後の幕末政治史において重要となる。弘化三（一八四六）年八月、朝廷は海防強化を求める沙汰書を幕府に出し、対外情勢の報告を求めた。そして先例として持ち出したのが文化四年の報告であった。先例があるからこそ朝廷は幕府に対して海防強化の指示、対外情勢の報告を求めることが出来たのである⁽³⁹⁾。

以上に見てきたように対外危機に際しては、ロシアとの紛争における文化期の幕府側の報告という前例があった。そしてこのことが、幕末期朝廷が政治的に浮上する一つの契機となったのである。

第四節 幕末期における朝議

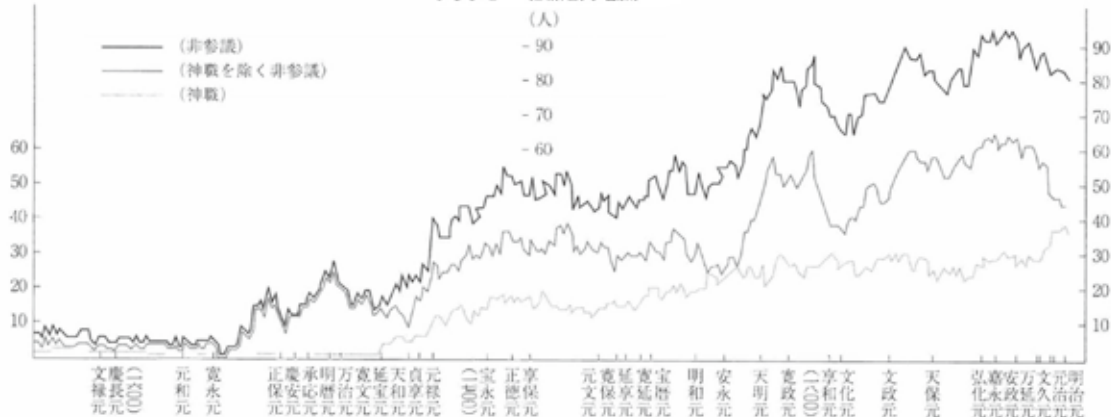
前節では、文化期ロシアとの紛争を受けて幕末期に朝廷が浮上する契機となったことを明らかにした。当節では、幕末期における朝議とその構成員について考察する。

まず、朝議について確認したい。朝議とは朝廷における意思決定の場であり、公式見解決定の場である。この朝議での決定は天皇の意志である「思召し」などの言葉を用いて、幕府も含めた朝廷内外に伝達される。すなわち「勅」や「叡慮」と言われるものの大半はこの朝議を通して朝廷が表明した事項であり、建前の上では朝議の決定がイコールで天皇の意志とされたのである。朝議は天皇と天皇から朝議への参加資格を与えられた朝臣によって行われた⁽⁴⁰⁾。

そして幕末期、日米修好通商条約と將軍継嗣問題をめぐって朝廷対幕府の交渉が重要となるとこの朝議は更に重要性を増してくる。朝幕間の交渉に関われるという意味では、公家の家格や公卿の官位以上に朝議に関わる立場が重要となってくるのである。

この朝議の構成員は朝廷が江戸幕府による支配を受けた時代に基本的な枠組みが成立し、安政五（一八五八）年に政治的主体としての朝廷の立場が向上することによって朝議への参加資格が拡張され⁽⁴¹⁾、文久二、三年にはさらに改革が行われる⁽⁴²⁾が、当節では井伊家の大老政治に関

グラフ1 (公卿数の増加)



等を通達するか否かが争点となった。これまで公卿を処罰する際は予め処罰の内容・日程等を朝廷に通達し、朝廷が処罰を受ける者を解官させた上で処罰が行われるという形式が取られてきた。しかし尊号事件により朝廷の浮上が認められた以上、改めて幕府上位を示す必要があり、通達を行わないことでそれを示すという選択肢がありえたのである。つまり、前例を覆す理由は「そのほうが幕府の威光が立つ⁽²⁸⁾」ためであった。

この議論の際、老中松平定信は通達を行わない案を推している。「松平定教文書⁽²⁹⁾」の中で朝廷に対して通達を行わず、中山愛親と正親町公明を処罰し、そのことを責められた場合に、正当性を主張する論理が記されている。ここで注目すべき部分として藤田覚氏は「罪を犯したものを処罰するのは、幕府の『職任』で

ある、という点にある」と述べている⁽³⁰⁾。「職」を「任」じられているという言葉が意味するところは、任じる存在がいる、つまり朝廷から命じられているということに他ならない。これこそが『大政委任論』であり、罪人の処罰がその『職任』の一つであるといえる。

そして幕府が高い官位を持った武家を処罰する際、朝廷に通達を行うことはなく、事前に解官の措置はとられない。ゆえに同様に高い官位を持った公卿であっても武家と同様で問題はない、という論理であった。

武家も公家も共に王臣であり、公家のみ限り解官を行うことは王臣の差別であり、かえって不敬となるので行わないという建前の上で、この論理を成立させるキーワードこそ「天下之人は皆王臣」であった。そして「王臣に対して差別なく賞罰を加えるのが、將軍の『職任』ということになる」のである⁽³¹⁾。

最終的にはこの松平定信の『職任論』と『王臣論』が骨子となり、処分の理由書が作成され、朝廷に送付された。このことをもって、『大政委任論』と『王臣論』は、単に松平定信の個人的な思想という枠から、幕府・朝廷への共通認識へと昇華したのである。

なお、後の幕末期においてもこの『大政委任論』の思想が存在するとは確認できる。幕末安政期の井伊家当主であり、大老の井伊直弼が日米修好通商条約に調印を行い、違勅と知りつつ断行した理由として用いた論理が「大政は関東へ御委任⁽³²⁾」であった。このことから、ある程度の共通認識が成されていたと推測できる。また、詳しくは第二章で述べるが、同じく幕末期において將軍継嗣問題が認識され、一橋派が朝廷勢力に接近した事もこの『大政委任』が朝廷から將軍に与えられた任であることが大きな要因であった。このことから、幕末期において大政委任論が幕閣に影響を与えた思想であるといえる。

第三節 対外問題への介入

前項では寛永期において、朝幕関係における大政委任論が公式の思想として確立したことを確認した。当節では十九世紀初頭における対外的危機と、幕府の対応について考察を進める。幕末期、対外問題に関して朝廷は対外問題において海防を嚴重にするよう勅旨を出す⁽³³⁾など、積

うな重儀は武家への御談合があつて然るべきであり、明日の関白宣下は延引とすべし、というものであった。

この際の延引について、京都所司代いわく当年内に返答を行うのは大樹(將軍)の負担となるので明春まで回答はできないとの回答が示された。この際、内大臣九条道房が問題としているのが、関白宣下を執り行う際の天皇の年齢である。旧例においては十一〜十五歳までには摂政復辟、関白宣下が行われるのが通例であった。しかし明春を待つと天皇の年齢が十六歳となつてしまふことに對しその日記に「如何」と記し、「現在諸事この通りで、すべて関東に仰せ合せてしかるといへども公事が制限される、と嘆いている⁽²⁰⁾」のである。

この後も摂政である二条康道の関白宣下は行われなかつた。二条康道の摂政としての任はその後も継続することとなり、明正天皇が讓位し、後光明天皇が即位後もなお続いた。そして後光明天皇が十五歳となり、再び摂政復辟の時期となると、二条康道は摂政職を辞した。そして新たに一条昭良が関白となつたのである。

寛永十四年の時点では、このように前例がある場合であっても「加様重儀」と判断されれば、幕府への承認なしでは行うことができなかつた。さらには前例にない、天皇の十六歳での関白宣下となつても延引を受け入れざるをえなかつた。幕府による朝廷支配はこの時期最も強力であり、朝廷が抑圧されていた時期といえるだろう。

しかしこの後徐々に朝廷は影響力を高め、天明〜寛政期には尊号事件が起きることになる。その発言力向上について、高埜利彦氏は公家の絶対数の増加を一つの理由として挙げている⁽²¹⁾。

表1 〔堂上公家数〕

攝家	5
清華	9
旧家	54
新家	65
文祿	1
慶長	9
元和	9
寛永	16
正保	2
慶安	1
万治	1
寛文	8
延宝	5
天和	2
貞享	1
元祿	3
宝永	5
正徳	1
享保	1
	133家

『京都御所東山御文庫記録乙七十二』の「官位定条々」を元に高埜利彦氏が作成した表1「堂上公家数⁽²²⁾」によると、寛延三(一七五〇)年の段階で五撰家以下、堂上の公家数は一三三家であり、新家は清華家の広幡家と醍醐家を合わせると六七家である⁽²³⁾。

このように増えた公家の官位は年数を経ることによって位階が上昇し、三位の位階まで昇進するわけであるが、参議以上の役職(参議、納言、大臣)には定数が定められているため自然と非参議の公家も増加することとなる。荒川絵里・小久保京子氏作成のグラフ1「公卿数の増加⁽²⁴⁾」によれば、最も幕府の抑圧の強かつた寛永期を底辺として徐々に非参議の公卿は増え続け、天明〜寛政期ごろにはその数は八〇家以上に膨れ上がるのである。

高埜利彦氏は「グラフの元和〜寛永期と天明期以降とは、朝廷を構成する公家の総体の力量に違いはあろう」と述べている⁽²⁵⁾。この公卿数の増加が一つの契機となり、尊号事件を起こすほどに朝廷はその政治力を高めていったといえる。

第二節 大政委任論・王臣論の確立

前節では朝廷が幕府に最も強い支配を受けた寛永期と、一八・一九世紀の非参議公卿の増加による朝廷の政治的な浮上について指摘した。第二節では、大政委任論および王臣論について検討する。

藤田覚氏は論文「近世朝幕関係の転換―大政委任論・王臣論の成立⁽²⁶⁾」で大政委任論・王臣論が寛政期、尊号事件をめぐる論議において確立したことを明らかにした。

まず、尊号事件について確認したい。尊号事件とは寛政期(一七八九〜一八〇一年)に光格天皇が実父、閑院宮典仁親王に對し太上天皇の尊号を宣下しようとした事件である。『禁中并公家諸法度』の条規において皇位につかない者は例え天皇の父であろうと尊号を送ることは許されていない⁽²⁷⁾。それゆえ朝幕間で論争となつた事件である。

この尊号事件の首謀者と目された公卿、中山愛親と正親町公明の処罰について、老中間では議論が行われた。問題となつたのは、兩名に對する処罰とその手続きについてであり、すなわち朝廷へ処罰の内容・日程

小山譽城氏の『徳川將軍家と紀伊徳川家』⁽⁹⁾は將軍繼嗣問題における紀伊派、紀伊徳川家について論じた論文であり、紀伊徳川家の幕府奥向に対しての影響力と將軍繼嗣問題について指摘している。

田原嗣朗氏の「將軍繼嗣問題の法理」⁽¹⁰⁾は將軍繼嗣問題が朝廷にも波及した要因について論じた論文であり、大政委任論が將軍繼嗣問題に及ぼした影響について論じている。

そして最後が井伊家と三条家に関わる研究である。

佐竹朋子氏の「幕末公家社会における三条実万」⁽¹¹⁾は三条実万が公家社会に影響力を得た要因について考察した論文であり、実万が知識人として知られていたことを指摘している。

高埜利彦氏の「禁中并公家諸法度」⁽¹²⁾についての一考察―公家の家格をめぐって―は公家とその家格からどの役職に就くことができたのか、考察した論文であり三条家の公家としての家格である清華家についても指摘を行っている。

母利美和氏の「近世大名と公家―公武間の交際における『由緒』と『通路』」⁽¹³⁾は井伊家と公家間の私的交際の始まりについて考察した論文であり、井伊家と由緒のある公家として九条家と三条家の二つを挙げている。

そして吉田常吉氏の『井伊直弼』⁽¹⁴⁾は井伊直弼について網羅的に論じられた書籍であり、内容は多岐に渡る。このため、当論文において補足的にいたるところで検討材料とする。

また、母利美和氏の『幕末維新の個性6 井伊直弼』⁽¹⁵⁾は井伊直弼に関する近年の研究をまとめた書籍である。こちらは彦根藩の内政に関わる内容が多く、当論文では比較的検討材料にすることは少ない。

なお、以上に挙げた論文以外にも補足的に使用する論文がいくつかある。

井伊家と公家の関係については、これまで井伊直弼の腹心である長野義言との関係が指摘されることが多かったように思う。一例を挙げれば先述した吉田氏は、長野主膳が関白九条尚忠に入説を行う際、九条家を訪ねることができた理由について、長野が彦根藩に仕える以前に二条家に入入りしており、同家の老女から九条家の老女への添書を申し受けて、

九条家へも親しく出入りできるようになったためであるとしている⁽¹⁶⁾。

しかし井伊家と三条家・九条家など複数の公家との間では江戸時代を通して関係が存在していることや、長野義言を介さない井伊直弼と公家との直接的な関係を示す書翰が存在していることに關しては、十分に検討が行われてこなかったように思う。当論文では井伊家と三条家、両家に残された書翰について分析し、幕末期両家の交際関係について考察したい。

まず、第一章では朝廷の政治的浮上に関する契機について論じる。第二章では、安政期の彦根藩井伊家における政治課題について検討する。最後に第三章では三条家について論じた後、井伊家と三条家の私的交際について考察したい。

第一章 朝廷の浮上

第一節 幕府の朝廷支配

本章では、幕府による朝廷支配の変遷について検討する。まず、最も幕府による朝廷支配が強かった時期についてみていきたい。高埜利彦氏によれば寛永十一（一六三四）年、將軍徳川家光による上洛の際が最も幕府による朝廷支配の強まった時期であり、「朝廷はもともと自立性の乏しい、幕府の支配は思いのまま、といった時期であった」⁽¹⁷⁾としている。それを示す事例として、寛永十四（一六三七）年の関白宣下を挙げている⁽¹⁸⁾。

朝廷において即位した天皇が弱年である場合、天皇に代わってその政務を取り行うのが摂政である。そして天皇が政務を取り行える年齢となると、摂政を勤めた人物が摂政を辞し新たに関白として任ぜられるのが通例であり、これを摂政復辟といった⁽¹⁹⁾。

この寛永十四年の際は明正天皇が十一月十二日に成人し、旧例に従って十二月十二日に摂政である二条康道が摂政復辟、関白宣下を執り行うこととなった。そして前日である十二月十一日に京都所司代である板倉周防守重宗に内談を行ったのである。しかし所司代重宗の返答は、かよ

幕末井伊家と公家の関係について

はじめに

彦根藩井伊家は徳川幕府の譜代大名家である。近江国彦根の城持ち大名家であり、現在も滋賀県彦根市にそびえる彦根城は彦根藩井伊家の遺産とも言える。歴代藩主は井伊直政を始祖とし、以降徳川幕府の重鎮として代々幕府に仕えた。中でも最も有名なのが十五代藩主である井伊直弼であろう。直弼は安政五（一八五八）年四月二十三日、大老に就任し幕府の最高権力者として手腕を振るった。そして就任から約二か月後の六月十九日、日米修好通商条約に調印する。この調印が、朝廷の許可を得ずに行われたことから違勅調印の逆賊と責められ、後の時代では開国の功労者との評価がされることもあった。

当論文では彦根藩井伊家の幕末期における公家との交際について明らかにすることを課題とし、特に安政期、藩主井伊直弼の時期を対象とする。一般的に幕府勢力に属する大名家と朝廷勢力に属する公家との関係は隔絶したものと考えがちである。しかし大名と公家の間で私的な交際が成された事例は数多く見られ、彦根藩井伊家もその一つである。特に当論文では、幕末期の公卿である三条家当主、三条実方について考察する。

安政期、井伊家と公家の間で交わされた交際の意義を説明するためには朝幕関係及び安政期の彦根藩に関する先行研究の検討が必要不可欠である。また、井伊家と交際関係にあった三条家および当主三条実方についても検討する必要があるだろう。これらの分野における研究には以下のようなものがある。

まず一つは、朝廷が政治的に浮上する契機についての研究である。

高埜利彦氏の「江戸幕府の朝廷支配⁽¹⁾」は幕府による朝廷支配について考察した論文であり、元和元（一六一五）年以降を対象としている。最も幕府の支配が強かった時期とその公家数の増加による変容が指摘されている。

藤田覚氏の「近世朝幕関係の転換―大政委任論・王臣論の成立⁽²⁾」は幕末期に影響を及ぼした大政委任論について考察した論文であり、寛政期に大政委任論が朝幕間での共通認識として成立したことを明らかにした。同じく藤田氏の「寛政期の朝廷と幕府⁽³⁾」は朝廷が対外問題に介入する契機について考察した論文であり、文化期におけるレザーノフの攻撃を受けての幕府の行動に着目している。

仙波ひとみ氏の「幕末政局のなかの天皇・朝廷⁽⁴⁾」「幕末朝廷における近臣―その政治的活躍のメカニズム⁽⁵⁾」はいずれも幕末期における朝廷の意思決定とその構造に関して考察した論文である。特に朝議に関する考察は、朝廷の権力構造を見ることができるといえる。

次に安政期の井伊家に関わった朝幕関係に関する研究である。

朝尾直弘氏の「武家と官位⁽⁶⁾」は井伊家の家格について考察した論文であり、官位の間からも指摘を行っている。

岸本覚氏の「彦根藩と相州警衛⁽⁷⁾」は弘化四（一八四七）年、彦根藩井伊家が命じられた江戸湾警衛について考察した論文である。江戸湾警衛に対する彦根藩井伊家の姿勢を見ることができ、井伊家の家格意識についても指摘している。

青山忠正氏の「井伊直弼と通商条約調印⁽⁸⁾」は日米修好通商条約に関わる日本の論理と朝幕間の交渉について考察した論文であり、井伊直弼の日米修好通商条約に対する考え方を見ることができるといえる。

廣田 道生
(鍛冶ゼミ)